



全農薬通報

No.243

平成18年6月20日

..... も く じ

◎ 組合からのお知らせ

各団体理事会及び総会

第2回農薬適正使用指導強化協議会

組合員異動

◎ 平成18年度農薬危害防止運動実施

◎ 農薬適正使用に係る対応の強化について

◎ 平成18農薬年度1月期、2月期、3月期農薬出荷概況

◎ 平成18年農業生産の技術指導について

◎ 平成16年度農産物安全対策業務調査点検結果の概要について

◎ 非食用農作物等の農薬使用による周辺食用作物への影響防止対策について

◎ 新刊紹介

◎ 主な行事予定

全国農業協同組合=東京都千代田区内神田3-3-4(全農薬ビル)〒101-0047/電話(03)3254-4171(代表)

FAX (03)3256-0980

回							
覧							

組合からのお知らせ

1. 平成18年度農薬危害防止運動の実施

本年も農林水産省、厚生労働省、都道府県、保健所を設置する市及び特別区共催の農薬危害防止運動が展開されています。平成18年5月30日付けで厚生労働省医薬食品局長及び農林水産省消費・安全局長から、「平成17年度農薬危害防止運動の実施について」の通知があったので、その「農薬危害防止運動実施要綱」を9頁に掲載します。

全農薬では、これの一環として、過日農薬危害防止運動用ポスターを安全協県幹事を經由して各組合員に配布しました。また全農薬独自の事業として、「マスク・防除衣等の着用に関するアンケート調査」や「農産物、農薬に関するアンケート調査」等を実施しています。

これらの対策は、いずれも農薬の取扱いに関する基本姿勢に係る事項なので、積極的に参加協力し、運動の推進に努めましょう。

2. (財)報農会第95回理事会、第9回評議員会

(1) 日時 平成18年5月19日(金) 10:00~12:00

(2) 場所 学士会分館(本郷)

(3) 議題

① 平成18年度事業計画案

② 平成18年度収支予算案

③ 平成17年度事業報告案

④ 平成17年度収支決算報告案

⑤ 役員人事について

⑥ その他

(4) 出席者 刈屋技術顧問

3. (社)緑の安全推進協会運営委員会

(1) 日時 平成18年4月26日(水) 15:00~17:00

(2) 場所 (社)緑の安全推進協会会議室

(3) 議題

- ① 10周年記念事業について
- ② その他
- (4) 出席者 弓削参事

4. (社)農林水産航空協会第137回理事会及び第98回総会

- (1) 日時 平成18年5月25日(木) 14:00～
- (2) 場所 全共連ビル 会議室No2
- (3) 議題
 - ① 平成17年度事業報告承認に関する件
 - ② 平成17年度収支決算承認に関する件
 - ③ 役員改選に関する件
 - ④ 会員・賛助会員の入会に関する件
- (4) 出席者 弓削参事(代理)

5. (社)日本植物防疫協会第82回理事会及び第62回通常総会

- (1) 日時 平成18年5月26日(金) 14:00～
- (2) 場所 ホテル ラングウッド 「鳳凰」
- (3) 議題
 - ① 平成17年度事業報告及び収支決算報告に関する件
 - ② 平成18年度事業計画及び収支予算案に関する件
 - ③ 平成18年度借入金の借入限度額に関する件
 - ④ 会費及び会費徴収方法に関する件
 - ⑤ 役員改選に関する件
 - ⑥ 役員報酬等に関する件
 - ⑦ 正会員の移動に関する件
- (4) 出席者 羽隅副理事長 弓削参事 刈屋技術顧問

6. (社)緑の安全推進協会平成18年度第1回理事会及び第11回通常総会

- (1) 日時 平成18年5月31日(水) 14:30～16:50
- (2) 場所 池之端文化センター

(3) 議 題

- ① 平成 17 年度事業報告及び収支決算に関する件
- ② 平成 18 年度事業計画及び収支予算に関する件
- ③ 任期満了に伴う役員を選任に関する件
- ④ 常勤役員の報酬に関する件
- ⑤ その他に関する件
 - ア. 会員の入会及び退会について
 - イ. 各委員会委員の交代及び選任について
 - ウ. その他

(4) 出席者 羽隅副理事長（理事として） 刈屋技術顧問（監事として）

※ 総会終了後、17：00 から 10 周年記念パーティーが開催された。

7. (財)残留農薬研究所第 80 回理事会

- (1) 日 時 平成 18 年 5 月 30 日（火） 11：00～13：00
- (2) 場 所 法曹会館 2 階 高砂の間
- (3) 議 題
 - ① 平成 17 年度事業報告及び収支決算に関する件
 - ② 評議員の選任に関する件
 - ③ その他
- (4) 出席者 羽隅副理事長（監事として）

8. 第 2 回農薬適正使用指導強化協議会

- (1) 日 時 平成 18 年 5 月 26 日（金） 10：00～
- (2) 場 所 飯野第 1 会議室（飯野ビル 8 階）
- (3) 議 題
 - ① これまでの取組内容について
 - ② 今後の指導方針について
 - ③ 意見交換
- (4) 出席者 羽隅副理事長

なお、この協議会の検討結果に基づく通知が農林水産省から送付されましたので 18 頁に

掲載します。

9. 第12回農作物病害虫防除フォーラム

(1) 日 時 平成18年6月7日(水) 13:30～

(2) 場 所 農林水産省講堂 本館7階

(3) テーマ 野菜及び果樹のIPM要素技術

(4) 演 題

① IPMの普及・定着に向けた取組について

農林水産省 植物防疫課 福田 光雄

② 野菜のIPMについて

○ 野菜におけるIPMの現状と課題

長野県野菜花き試験場 病害虫土壌肥料部 豊嶋 吾郎

○ 野菜IPMの実践における雑草防除について

兵庫県立農林水産技術総合センター 園芸部 大西 忠男

③ 果樹のIPMについて

○ カンキツでのIPM実践と今後の課題について

静岡県柑橘試験場 病害虫研究室 市川 健

○ 落葉果樹でのIPM実践と今後の課題について

福島県農業総合センター 生産環境部 荒川 昭弘

④ 総合討論

座長：(独)農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター

高橋 賢司

10. 宮城県農薬商業協同組合 設立

平成18年3月24日付けで、宮城県農薬卸協同組合と宮城県農薬販売協会を統合し、新たに卸と小売店を組合員とする宮城県農薬商業協同組合が設立されました。

事務局：〒989-6203 宮城県古川市飯川字十文字33

小泉商事株式会社 内

理事長：小泉商事株式会社 代表取締役社長 鈴木 郁夫

1 1. 組合員異動

[組合員移転]

- 株式会社 ベルデ九州 都城営業所 (宮崎県)
新：〒885-0006 宮崎県都城市吉尾町 2003 番地 1
電話 0986-47-1875 FAX 0986-38-7755
旧：〒885-0012 宮崎県都城市上川東 2-15-2
電話番号・FAX 番号も変更になりましたのでご注意ください。
- 九州日紅株式会社 大分営業所 (大分県)
新：〒870-0942 大分県大分市大字羽田 198-1
電話番号・FAX 番号は変更ありません。
旧：〒870-0955 大分県大分市下郡南 5-9-1
- 小林産業株式会社 (長野県)
新：〒390-1104 長野県東筑摩郡朝日村大字古見 3741-1
電話 0263-99-1250 FAX 0263-99-3539
URL <http://www.kobayashi-sangyo.com.jp/index.htm>
e-mail info@kobayashi-sangyo.co.jp
旧：〒399-0014 長野県松本市平田東 1-9-3
電話番号・FAX 番号も変更になりましたのでご注意下さい

[支部長交替]

- 新：宮田 勇 カネコ種苗株式会社 宇都宮支店 (栃木県)
旧：森川 正明 " "
- 新：宮本 隆夫 株式会社 ランドサイエンス (鳥取県)
旧：遠藤 道紀 " "

[安全協幹事交替]

- 新：田中 公浩 大信産業株式会社 (広島県)
旧：田中 庸雄 " "

[県卸団体理事長交替]

- 奈良県農薬卸商組合
新：奈良農薬株式会社 半田 嘉秀 (奈良県)
旧：山宇物産株式会社 田中 政行

1 2. 平成 18 年農業生産の技術指導について

農林水産省より「平成 18 年農業生産の技術指導について」の通知がありましたので、農薬関連部分を 25 頁に掲載します。

1 3. 非食用農作物等の農薬使用による周辺食用作物への

影響防止対策について

表記の資料が農林水産省より関係団体に送付されましたので 48 頁に掲載します。ポジティブリスト制度の施行に伴い、非食用作物等に農薬をするに当たっても、農薬の適正使用と飛散による周辺農作物への影響をできるだけ少なくすることが重要な課題となっていますので、本対策を踏まえた防除が実施されるようご配慮下さい。

1 4. 有機リン系農薬の群馬県による無人ヘリコプター散布自粛要請に対する

農薬工業会の見解

5 月 22 日に決められ 6 月 6 日に出された、群馬県の無人ヘリコプターによる有機リン系農薬の散布自粛要請に対する農薬工業会の見解を 50 頁に掲載します。

(農薬工業会のホームページをご覧ください)

1 5. 平成 16 年度農産物安全対策業務調査点検結果の概要について

表記の資料が農林水産省から送付されましたので 42 頁に掲載します。

組合員の皆様には、別添 2 の「農薬の不適正使用の傾向とその防止対策」を踏まえて、農薬販売、研修会、講習会、技術指導などのあらゆる機会を活用して農薬適正使用の徹底を図ることをお願いします。

(詳しくは農林水産省ホームページ農薬コーナー報道発表資料をご覧ください)

1 6. 農薬出荷概況

農薬工業会より、平成 18 農薬年度 1 月度から 3 月度までの出荷概況が送付されてきましたので、22 頁に掲載します。

17. 「食品安全のためのGAP」パンフレット

食品のためのGAPに関するパンフレットが農林水産省から発行されましたので紹介します。

18. (社)緑の安全推進協会、全農薬ビルに入居予定

(社)緑の安全推進協会が全農薬ビルの5階に7月中旬に入居することが決まりました。当ビルにおいでの際は、両事務局にお寄り下さい。

新刊紹介

○ 「農薬概説 (2006)」

本書は農薬取扱業者等の研修テキストとして利用されているが、毎年、法令改正などの状況の変化に対応して、改訂版が刊行されている。

平成17年にはIPMの実践指針の策定、平成18年には食品衛生法に基づくポジティブリスト制度が導入されるなど新たな動きがあるが、今回の改訂ではこれらに関連する情報を盛りこみ2006年版として刊行された。

発行は、(社)日本植物防疫協会 B5判、286頁

定価 1,890円(消費税込み) 送料340円

TEL 03-3944-1561

FAX 03-3944-2103

○ グリーン農薬総覧【追補2006年版】

芝草、公園街路樹等の病害虫・雑草防除に使用する農薬について解説した「グリーン農薬総覧」の追補版が刊行されました。55頁に紹介します。

主 な 行 事 予 定

〔全国農業協同組合〕

平成 18 年	7 月 11 日 (火)	第 32 回安全協常任幹事会
	9 月 14 日 (木)	第 231 回理事会
	9 月 21 日 (木) ~27 日 (水)	第 65 回植物防疫研修会
	10 月 24 日 (火)	監査会
	11 月 13 日 (月)	第 232 回理事会
	11 月 14 日 (火)	第 41 回総会・第 29 回全国集会
		第 233 回理事会
	12 月 7 日 (木)	第 234 回理事会

第 6 5 回 植物防疫研修会のお知らせ

日 時 平成 18 年 9 月 21 日 (木) ~9 月 27 日 (水)

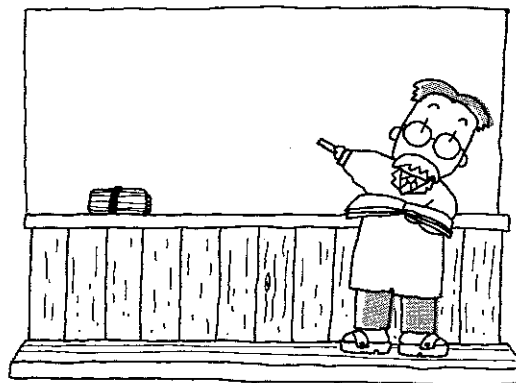
場 所 国立オリンピック記念青少年総合センター

第 65 回植物防疫研修会が上記日程で開催されます。

本研修は農業の安全使用をはじめ、植物病虫害雑草の生態・防除、植物防疫全般にわたる法令等幅広い知識・技術習得の場として絶好の機会です。

組合員の方々の多数のご参加をお待ちしています。

なお、正式な開催通知は後日送付いたします。





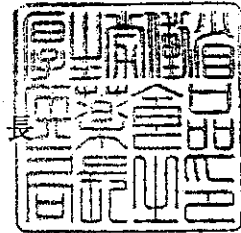
薬食発第0526001号
18消安第2347号
平成18年5月26日

各

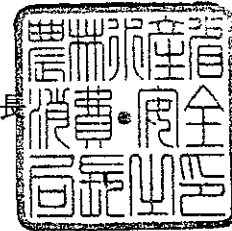
都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长

殿

厚生労働省医薬食品局長



農林水産省消費・安全局長



平成18年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動については、これまでも農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来から格別の御配慮をいただいているところである。

しかしながら、昨年度においても、土壌くん蒸剤の取扱い不注意による人や家畜への被害、殺虫剤によるミツバチへの被害等が発生しており、また、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項及び「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）に基づき遵守することが義務付けられた農薬の使用方法に違反した使用事例が散見されたところである。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）が本年5月29日から施行されることから、農薬の飛散を低減するため、これまでに以上に適切な農薬の選択や散布方法等についてきめ細やかな指導が必要となっているところである。

このような状況にかんがみ、本年においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり「農薬危害防止運動実施要綱」を定め、農薬危害防止運動を全国的に実施することとしたので、貴職におかれても本運動の趣旨を御理解の上、特段の御配慮及び御協力をお願いする。

農薬危害防止運動実施要綱

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全性の確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等に努めてきたところである。

しかしながら、依然として農薬の使用に伴う人、家畜等に対する被害及び農薬の不適正な使用が散見される状況にある。また、農薬の使用地域の周辺住民等への健康影響に対する配慮が強く求められていることに加え、本年5月29日から、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）が施行されることから、今後、なお一層の農薬の適正使用、農薬の飛散低減対策及び地域における協力体制の推進が求められているところである。

このため、これら関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬の性質等に関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理を徹底し、もって、農薬による事故等を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第2 名称

農薬危害防止運動

第3 実施期間

原則として、平成18年6月1日から同年6月30日までの1か月間とする。

第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区

第5 実施事項

国にあつては1の（1）及び2の（2）に掲げる事項を実施する。その際、地方農政事務所等の職員を活用し、都道府県等と連携の上、地域に密着した農薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあつては、次に掲げるすべての事項を

実施する。その際、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となった協力体制の整備を図るとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図るよう努めるものとする。

1 普及啓発及び関係機関との連携等

(1) 広報誌等による普及啓発

報道機関への記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等多様な広報手段を用いて、本運動の普及を図る。また、農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。併せて、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急措置等について解説した資料を配布し、農薬に関する正しい知識の普及に努める。

(2) 児童及び生徒に対する本運動の趣旨の普及

教育委員会の協力を得て、学校薬剤師等が中心となって管内の小学校の児童及び中学校の生徒に対し、本運動の趣旨の普及を図る。

(3) 講習会等の開催

農薬使用者のほか、毒物劇物取扱業者、農薬販売者等を対象に、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の方法、農薬の飛散低減対策、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急措置、事故発生事例、ポジティブリスト制度の趣旨・内容及びその対策、関係法令等に関する講習会等を開催し、農薬に関する正しい知識の普及を図る。

(4) 医療機関等との連携

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急措置等について解説した資料を配布し、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期するとともに、今後の事故防止対策に反映させる等の観点から、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等事故の状況を的確に把握する。

2 農薬の適正使用等についての指導等

(1) 農薬使用者のほか、毒物劇物取扱業者、農薬販売者等を対象に、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売及び使用の取締り並びに使用基準（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「使用基準省令」という。）で定められている基準をいう。）に違反した農薬使用者に対する指導及び取締りを徹底するとともに、適正な農薬の保管管理、処分等に関し指導する。

なお、この立入検査の実施に際しては、法に基づく検査にあつては「農薬取締法に基づく立入検査等に係る技術的助言について」（平成15年1

2月17日付け15消安第4251号農林水産省消費・安全局長通知)を踏まえ、また、毒物及び劇物取締法に基づく検査にあつては毒物劇物監視指導指針(「毒劇物監視指導指針の制定について」(平成11年8月27日付け医薬発第1036号厚生省医薬安全局長通知)で定められた指針をいう。)に基づき、最近事故又は事件が発生している地区の販売者及び使用者、農薬の販売量又は使用量の多い者並びに過去に指導を受けた者に対して、重点的に指導を行うなど、重点実施方針を策定の上、計画的に行うこととする。

特に、販売者に対する立入検査の実施に際しては、農薬取締担当部局と毒劇物取締担当部局との間で連携を密にする。

- (2) 農薬による危害防止及び農作物の安全性を確保するため、農薬使用者及び農薬使用を委託する者(以下「農薬使用者等」という。)に対し、別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」に基づく対策及び取組を図ること並びに次の事項の徹底を図るよう指導する。

なお、指導の実施に当たっては、農業協同組合等の関係機関の職員を活用しつつ、訪問指導や集団指導等の方法によりその効果を上げるよう努めること。

ア 食用農作物等に農薬を使用するときは、農薬の容器等に表示されている事項を遵守すること。

イ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないこと。

ウ 航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。)を用いて農薬を使用しようとするときは、農薬を使用しようとする区域(以下「対象区域」という。)における風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じること。

エ 住宅地等の周辺において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するため、必要な措置を講じるとともに、事前通知の実施や散布時及び散布後の立て看板の表示等周辺住民に対する配慮に努めること。

オ 水田において止水を要する農薬(使用基準省令別表第1に掲げる農薬をいう。)を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じること。

カ 土壌において被覆を要する農薬(使用基準省令別表第2に掲げる農薬をいう。)を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じること。

キ 農薬の使用状況等が把握できるよう、次の事項について帳簿に記載するとともに、農薬の保管状況、使い残しの農薬及び空容器の処理状況、使用器具の管理状況等、万が一事故が発生したときの状況等を作業日誌等に記録すること。

- (ア) 農薬を使用した年月日
 - (イ) 農薬を使用した場所
 - (ウ) 農薬を使用した農作物等
 - (エ) 使用した農薬の種類又は名称
 - (オ) 使用した農薬の単位当たりの使用量又は希釈倍数
- (3) 農林水産航空事業（「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知）に定める「農林水産航空事業」をいう。）の実施主体に対して、当該事業の実施に当たり、関係法令を遵守し、危害の未然防止の徹底を図るよう指導する。
- (4) 無人ヘリコプターを用いる農薬使用者等に対し、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知）を遵守し、危害の未然防止の徹底を図るよう指導する。
- (5) 農薬使用者等に対し、現地混用に関する注意事項の情報提供に努めるとともに、当該注意事項の遵守について指導の徹底を図る。
- (6) 住宅地等の周辺の街路樹、庭木、花壇、芝地、農地（家庭菜園、市民農園等を含む。）等における農薬使用者等に対し、(2)のエの指導及び「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号農林水産省消費・安全局長通知）の周知を徹底するとともに、周辺住民等に対しても農薬に対する正しい理解が得られるよう、「樹木等の病害虫防除に関する手引き」を参考にするなど、必要な情報提供等に努める。また、住宅、病院、学校、公園、道路、鉄道等を所管する関係部局に対し協力を要請し、連携して指導を図るよう努める。
- (7) 農薬使用者等に対し、「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）及び「非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について」（平成18年4月28日付け18消安第1212号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）の周知を徹底し、農薬の飛散による周辺農作物への影響を少なくするよう、指導を徹底する。

なお、指導の実施に当たっては、「農薬適正使用に係る指導の特別強化について」（平成18年3月27日付け17消安第13309号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）を踏まえ、関係部局、農業協同組合等が連携して、巡回指導や集団指導等の方法により効果的な指導を行うこととする。

- (8) 農薬使用者等に対し、次の事項について周知及び指導の徹底を図る。
- ア 種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）に基づき、指定

種苗については種苗生産段階において使用された農薬の有効成分及び使用回数が表示されるとともに、当該種苗を用いて農産物を生産する場合には、農薬のラベルに表示されている有効成分の総使用回数から当該種苗に表示されている使用回数を引いた回数を超えて農薬を使用してはならないこと。

イ 使用基準省令附則第3条に基づき承認していた約3千件のマイナー作物に対する経過措置については、本年7月末日をもって終了することとしたところである。このため、本年8月以降は、当該経過措置の対象としていた農作物に対しては、当該農薬を使用しないこと。また、これまでに登録拡大がなされた農薬についても、適用農作物の範囲等を改めて確認の上、当該農薬の容器等に表示されている事項を遵守して使用すること。

ウ 農薬販売者の届出を行っていない者がインターネットオークション上で農薬を販売する事例が発生したところである。農薬の販売に当たっては、都道府県知事への届出が義務付けられているところであり、当該届出を行うことなく、農薬をインターネット等を利用して販売しないこと。

(9) 農薬使用者等に対し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、農薬の飛散等に十分注意するよう指導する。

3 農薬使用者の健康管理に関する指導

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病害虫の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を行うよう指導する。

4 環境への危害防止対策

(1) 魚介類の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質の調査等を必要に応じて行い、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。なお、水質調査等の実施に際しては、水道事業者等関係機関との連携を図り、当該事業者等が実施する水質検査結果を活用する。

(2) 土壌くん蒸剤の臭化メチルについては、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第20条第1項の規定に基づく特定物質の排出抑制・使用合理化指針（昭和64年1月4日環境庁・通商産業省告示第2号）に基づき、その使用量及び放出量の削減並びに代替薬剤及び代替技術の円滑な導入・普及を強力に推進する。

(3) みつばち、蚕等の有用生物及び野生生物に対する被害を防止するため、農薬使用者に対し農薬の安全かつ適正な使用方法の遵守、農薬の適切な保管管理及び農薬の用途外使用の防止を徹底する。特に、みつばちについて

は、「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」
(平成17年9月12日付け17消安第5679号消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知)に基づき、養
ほう関係者、農薬使用者、農業団体等の連携強化を図る。

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

1 農薬による事故の主な原因

- (1) 農薬の保管管理が不適切であり、老人、子供等が誤飲する状況にあったこと。
- (2) 散布作業前日及び散布作業後に飲酒又は夜更かししたこと。
- (3) 病後、睡眠不足時等体調の万全でない状態で散布作業に従事したこと。
- (4) 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備が不十分な状態で散布作業に従事したこと。
- (5) 炎天下で長時間散布作業に従事したこと。
- (6) 強風中や風下での散布等散布者の不注意により、農薬に暴露したこと。
- (7) 散布途中で喫煙したこと又は散布後農薬が付着した手で食事をしたこと。
- (8) 防除機等の点検不備により薬液を浴びたこと。
- (9) 周辺に通行人がいることを十分確認せず散布したこと。
- (10) 土壌くん蒸剤を使用した後、揮散防止措置を講じなかったこと。
- (11) 定められた使用方法以外の方法による散布等農薬を不適正な方法で使用したこと。

2 農薬による事故防止のための注意事項

- (1) 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施設して保管する等農薬の保管管理には十分注意すること。
- (2) 農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えないこと。
- (3) 散布作業前日及び散布作業後には、飲酒又は夜更かしをしないこと。
- (4) 体調の優れない、又は著しく疲労しているときは、散布作業に従事しないこと。
- (5) 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読んで、安全かつ適正に使用すること。また、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談すること。
- (6) 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行うこと。
- (7) 散布に当たっては、事前に防除機等の十分な点検整備を行うこと。
- (8) 風下からの散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意すること。
- (9) 農薬を散布するときは、散布前に関係者に連絡し、必要に応じ立札を立てることなどにより、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮するとともに、居住者、通行人、家畜、蚕等に被害を及ぼさないよう、風向き等に十分注意すること。
- (10) 散布作業は、風の強くない、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行うこと。
- (11) 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐようにすること。
- (12) クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の取扱いについては、表示された使用上の注意事項を遵守すること。また、薬剤が揮散し周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うこと。
- (13) 水田において止水を要する農薬（使用基準省令別表第1に掲げる農薬をいう。）を使用するときは、使用基準省令第7条及び水質汚濁性農薬の使用規制に関する都道府県知事の規則を遵守し、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期すること。
- (14) 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受けること。
- (15) 作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替えること。
- (16) 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると、思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守して適正に行うこと。また、使用残りの調製液や散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、排水路や河川等に直接排水することを避け、活性炭や凝集剤を用いた処理、散布むらの調整への利用等適切に処理すること。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮した処理を行うこと。
- (17) 農薬の空容器、空袋等の処理は、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行うこと。

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 農薬の不適正使用の主な原因

- (1) 使用する農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用対象とする農作物に使用できるため、当該農薬についても、当該農作物に使用できるとの誤解
- (2) 使用する農薬が類似した農作物に使用できるため、使用対象とする農作物にも使用できるとの誤解
- (3) 使用する農薬に対する慣れによる使用方法の確認不足
- (4) 農薬の効果に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用
- (5) 使用から収穫までの日数が長く設定されている農薬について使用からの経過日数の確認不足
- (6) 病害虫が継続的に発生したことによる同一農薬の反復使用
- (7) 同一の有効成分（特にマンゼブやTPN）を含む複数の農薬の併用

2 農薬の不適正使用の防止対策

- (1) 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (2) 類似した農作物に使用できる農薬であっても、使用対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (3) 常日頃使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (4) 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- (5) 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (6) 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用した日から収穫までの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- (7) 同じ農薬の連続使用は避ける。
- (8) 同一の有効成分（特にマンゼブやTPN）を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。



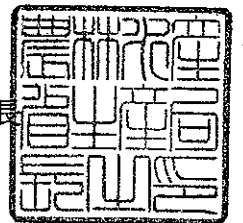
18消安第2354号
平成18年5月29日

全国農薬協同組合理事長 殿

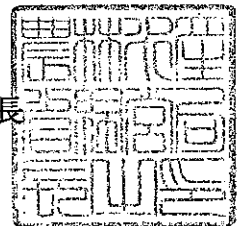
農林水産省消費・安全局長



農林水産省生産局長



農林水産省経営局長



農薬適正使用に係る対応の強化について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）の施行に当たっては、「農薬適正使用に係る指導の特別強化について」（平成18年3月27日付け17消安第13309号消費・安全局長、生産局長、経営局長通知。以下「特別強化通知」という。）により、制度の周知及び対策の徹底を図ってきたところです。

これらの取組については、ポジティブリスト制度の施行（平成18年5月29日）後も引き続き実施する必要があることから、別紙のとおり、「農薬適正使用に係る対応の強化について」を定め、生産現場における指導の一層の徹底を図ることとしたので、御了知いただくとともに、特段の御協力をお願いします。

なお、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長より、各都道府県の衛生部局等に対して、別添1の通知が発出されたところであるので、本制度の円滑な運用が図られるよう御協力願います。

また、都道府県知事には、農政局等を通じ、別添2のとおり通知しているので申し添えます。

農薬適正使用に係る対応の強化について

1 指導体制の強化

(1) 都道府県における体制の強化

- ① 農薬取締、病虫害防除、生産振興及び普及担当の行政部局、農業者団体等から構成される指導体制を強化するとともに、食品衛生部局との連携を強化し、ポジティブリスト制度の円滑な運用及び農家・農家以外の農薬使用者に対する指導の徹底を図る。
- ② 農薬飛散低減のための新技術、農薬登録、残留農薬基準等に関する情報の収集・提供の強化を通じ、地域における新技術の導入・普及、農薬の選定・適正使用等に向けた取組を積極的に推進する。
- ③ 産地、農家における農薬の適正使用及び適切な生産管理の徹底を図る観点から、農薬使用状況の記帳の取組を積極的に推進する。

(2) 地域における積極的な指導の展開

- ① 普及指導センターやJAを中心とした巡回指導、相談窓口の設置等による地域での指導体制の強化を図り、地域の実情や営農の実態を踏まえたきめ細かな指導を推進する。また、必要に応じ、使用農薬の種類、使用時期についての農家間の調整・指導を行う。
- ② 飛散低減型ノズル、飛散防止ネット等の新技術の実証、農家等を対象とした実演会・技術研修会の開催等を通じて、農薬飛散低減のための新技術の導入・普及、防除技術の改善等を積極的に推進する。
- ③ 農薬登録、農薬残留基準等に関する最新の情報を踏まえて、隣接するほ場に栽培されている作物に対しても一律基準以外の基準が設定されている農薬の選定、防除暦の見直し等を積極的に行う。
- ④ JA等が中心となって、農家における農薬の種類、使用時期、使用量等の記帳を積極的に推進するとともに、記帳内容の定期的な点検、記帳内容に基づく指導の徹底等を図る。

2 農薬の適正使用に係る情報提供

農薬適正使用指導強化協議会においては、関係機関、団体等の間でネットワークを通じて、地域の相談窓口において対応困難な相談や質問の集約、回答の迅速な作成・配布等を引き続き行うこととしており、地域における指導推進に当たっては、その効果的な活用を図る。さらに、国、都道府県が協力して、このネットワークを活用して、地域における効果的な取組、技術実証の成果等に関する情報の集約及び提供に努める。



(別添 1)

食安監発第 0529001 号

平成 18 年 5 月 29 日

各
〔 都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区 〕
衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

食品に残留する農薬等の監視指導に係る留意事項について

食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品 (以下「農薬等」という。) に関するいわゆるポジティブリスト制度が本日より施行されます。ポジティブリスト制度施行後の都道府県等の監視指導については、これまでと同じく食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。) 第 24 条第 1 項に基づいて定める都道府県等食品衛生監視指導計画により実施されるものでありますが、食品の収去検査等の実施等に当たっては、下記の点について特にご留意いただくようお願いします。

記

1 食品の収去検査等の実施

- (1) 食品の収去にあたっては、検査結果判明時の処分等に資するため、出荷者・販売者、出荷日など収去検査の対象とする食品に関する情報を確認し、対象全体を代表する検体を採取するように努めること。関係自治体等への情報提供に資するため、確認した情報について記録するとともに、収去する食品を特定できる包装・ラベル等を写真に残すことが望ましいこと。
- (2) 収去検査実施計画を策定する際は、食品群等ごとの違反状況等を分析・評価し、食品ごとの流通量の季節変化等を考慮のうえ、年間の検査予定数などを定め、収去検査等を行う際は、各自治体において、生産・飼育時に使用される農薬等について情報を収集するとともに、市場、大規模販売店等の流通拠点において収去するなど、合理的に実施すること。
- (3) 試験検査の実施にあたっては、「分析法のバリデーションについて (回答)」 (平成 11 年 10 月 8 日付け地方衛生研究所全国協議会あて厚生省生活衛生局食品保健課事務連絡) を参考に、試験検査の方法の有効性を確認し、確立した方法を用いること。また、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理につ

いて」(平成16年3月23日付け食安監発第0323007号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)に基づき、検査施設の業務管理を徹底すること。

2 残留基準を超える農薬等を検出した場合の対応

- (1) 収去検査等により残留基準を超える農薬等を検出した場合、関係自治体及び関係部局と連携し、違反となる範囲(ロット)を特定し、検査の対象とした食品について、販売禁止・廃棄等の措置を行うとともに、関係自治体等に検査結果を伝え、原因究明及び再発防止策を講じるよう求めること。
- (2) 農薬等が基準を超えて残留する食品が発見され、当該食品を原材料にして製造・加工が行われた食品があることが判明した場合、当該食品の配合割合、製造加工方法、その他の原材料への農薬等の使用の有無などを調べ、製造加工された食品において一律基準を超えて農薬等が残留する可能性について確認すること。なお、一律基準を超えて残留する可能性がないものについては、食品衛生上の危害が認められない場合として、法第54条に基づく対応、行政指導の措置を取る必要がないと認められる場合もあるので、留意すること。
- (3) 法第63条に基づく違反者の名称等の公表に際しては、関係自治体等が行った原因究明及び再発防止策についても、併せて公表するように努めること。なお、公表にあたっては、処分の範囲や健康影響の有無などを明確にするなど、いわゆる風評被害の防止について十分注意すること。
- (4) 違反者の名称等の公表に際しては、当分の間、厚生労働省食品安全部監視安全課(担当:化学物質係)に情報提供すること。

3 その他

- (1) 食品等事業者が実施すべきそ族及び昆虫対策については、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号及び食安発第0227013号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)等により示しているところであるが、食品取扱施設において殺虫剤等を使用する場合には食品への汚染防止対策を行う等、適正に使用されるよう指導すること。
- (2) 食品等事業者にポジティブリスト制度の遵守を指導する際は、同制度は取引関係者が示す保証書や試験の実施などを義務付けるものではないこと、また営業者が自主的に試験検査を実施する場合には、農薬等の使用や違反の状況を踏まえて検査項目を定め行うべきであることを指導すること。
- (3) 都道府県等で実施されている食品等の検査結果や処分等の内容を共有するため、平成17年9月に食品保健総合情報処理システムにおいて広域流通食品データネットワークシステムの運用を開始したところであるが、各都道府県等において残留農薬等モニタリングを実施した際には、結果の入力に努めるとともに、そのデータを積極的に活用すること。

使用分野	種別	用途	数量			金額			累計			比較				
			17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	当月差	累計差	%	累計差	%	
水稲	殺虫剤	メチオキサチオン クロルピリフェス メチエチピホス ホスホラム その他	282	183	581	177	67	64.9	7	101.2	-47	28.8	-110	37.9		
			98	69	412	518	29	70.4	62	86.9	46	67.6	95	89.4		
			300	328	961	1,028	351	301	1,003	67	107.0	-50	85.8	67	107.2	
			332	263	826	754	308	205	967	72	91.3	103	66.6	249	72.8	
			178	181	413	481	108	91	254	68	116.5	-12	88.3	70	127.6	
			1,190	1,023	3,255	3,261	959	712	2,800	6	100.2	-257	73.5	-275	90.2	
			753	543	2,311	1,786	598	518	1,691	1,486	72.1	-80	86.6	-205	87.9	
			57	52	194	128	41	157	124	5	97.6	1	97.6	33	79.0	
			44	48	101	59	18	38	29	4	109.1	20	211.1	-11	72.5	
			310	213	679	524	587	467	1,226	87	77.2	-120	79.6	-289	80.9	
殺虫殺菌剤	小計	イプロチオベンゾス モノリン イプロチオベンゾス その他	1,163	858	3,245	2,496	1,244	1,063	3,403	2,865	-305	85.5	-538	84.2		
			1,120	1,158	3,391	3,279	1,707	2,029	6,211	38	118.9	322	118.9	71	98.9	
			-4	-9	-9	10	3	3	2	15	-111.1	-7	-133.3	13	750.0	
			438	313	793	1,043	466	459	845	1,274	250	7	98.5	429	150.8	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
			1,554	1,462	4,174	4,331	2,176	2,483	7,058	7,429	94.1	157	103.8	371	105.3	
			827	596	2,121	2,018	979	694	2,472	2,310	-231	-285	70.9	-162	93.4	
			409	368	1,897	2,156	362	300	1,663	1,772	41	62	82.9	104	106.2	
			111	100	213	185	114	98	349	380	-11	-16	86.0	31	108.9	
			2,226	1,945	7,003	5,962	4,259	4,425	12,458	11,445	281	166	103.9	313	89.5	
除草剤	小計	イメタジンメチル グリホサート その他	3,903	3,219	12,007	10,815	6,400	5,961	18,182	16,985	-684	82.5	-1,197	93.4		
			7,811	6,562	22,682	20,903	10,788	10,210	31,443	29,803	-1,249	84.0	-1,640	94.8		
			80	57	298	270	627	427	2,959	2,659	-23	-200	68.1	-300	89.9	
			689	477	3,297	4,102	148	105	712	955	-212	69.2	243	134.1		
			282	233	958	917	1,303	1,108	4,042	4,042	-49	-195	85.0	-150	96.4	
			1,051	767	4,553	5,289	2,077	1,640	7,863	7,656	-284	73.0	-437	79.0		
			186	181	706	614	20	19	75	65	-5	-1	95.0	-10	86.7	
			572	384	1,805	1,492	1,792	1,301	5,866	4,921	-188	-491	72.6	-945	83.9	
			757	565	2,511	2,106	1,812	1,320	5,941	4,986	-192	-492	72.8	-955	83.9	
			果樹	殺虫殺菌剤	全数	6	4	23	18	6	5	27	23	-2	83.3	-4
604	387	1,319				1,401	1,340	967	2,944	3,313	-217	64.1	369	112.5		
2,419	1,722	8,406				8,814	5,235	3,932	16,775	15,978	-697	71.2	408	104.9		
47	38	159				130	337	273	1,104	978	-9	-64	81.0	-126	88.6	
1,293	1,049	5,041				4,069	585	503	2,262	1,813	-244	81.1	-972	86.0		
1,712	1,459	7,267				7,188	2,732	2,092	9,850	9,767	-253	98.9	-640	-83	99.2	
3,052	2,546	12,467				11,386	3,653	2,869	13,215	12,557	-506	83.4	-1,081	78.5		
1,129	1,165	4,845				4,279	948	898	4,120	3,555	36	88.3	-50	94.7		
895	882	3,588				3,137	2,960	2,870	8,265	7,337	-13	98.5	-90	97.0		
野菜畑作	殺虫殺菌剤	全数				2,025	2,046	8,433	7,416	3,908	3,769	12,385	10,892	21	101.0	-1,493
			10	6	75	95	9	24	102	110	-4	60.0	15	266.7		
			1,018	753	3,889	3,670	2,074	2,024	6,254	6,045	-265	74.0	-745	73.1		
			6,105	5,350	24,865	22,568	10,340	8,686	31,957	29,605	-755	87.6	-2,297	90.8		
			204	252	1,157	1,101	425	376	1,518	1,675	48	123.5	-49	88.5		
			42	58	281	286	169	169	1,164	1,164	16	138.1	13	107.7		
			15	179	24	273	6	96	20	139	164	1193.3	90	1600.0		
			556	549	2,445	2,573	1,928	1,799	5,398	6,175	-7	98.7	-129	77.7		
			817	1,038	3,907	4,233	2,528	2,453	8,105	9,153	221	127.1	326	108.3		
			分類なし	殺虫殺菌剤	全数	122	142	335	321	567	845	1,664	1,900	20	116.4	278
0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0		
273	194	1,062				929	191	159	536	477	-79	71.1	-133	83.2		
0	0	0				1	0	0	0	0	0	0	0	0		
394	337	1,426				1,279	758	1,004	2,248	2,416	-57	85.5	-147	89.7		
17,546	15,010	61,285				57,796	29,648	26,284	90,528	86,955	-2,536	85.5	-3,489	94.3		
合	計	17,546				15,010	61,285	57,796	29,648	26,284	90,528	86,955	-2,536	85.5	-3,489	94.3

使用分野	種別	用途	数量						金額						比率							
			当月		累計		当月		累計		当月		累計		当月		累計					
			17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度				
水稲	殺虫剤	メチジホス	367	467	948	1,055	97	152	85	274	152	107	111.3	127.2	107	111.3	-12	87.6	-122	55.5		
		クロロピリフェス	167	560	640	970	217	734	272	734	335	330	151.6	335.3	330	151.6	55	125.3	0	100.0		
		メチ・クロピリフェス	1,120	998	2,081	2,026	801	1,753	749	1,753	1,222	89.1	97.4	-62	93.5	17	101.0	17	101.0	0	100.0	
		メタキソ・メチ	510	590	1,437	1,344	522	438	338	438	20	96.7	93.5	1	100.2	248	82.8	248	82.8	0	100.0	
		その他	434	505	847	986	236	388	71	116.4	139	116.4	139	116.4	152	164.4	222	145.3	222	145.3	0	100.0
		小計	2,698	3,120	5,953	6,380	1,872	2,017	4,672	4,542	422	116.6	427	107.2	145	107.7	-130	97.2	-130	97.2	0	100.0
		殺菌剤	989	1,130	3,300	2,916	731	801	2,421	2,287	141	114.3	88.4	70	109.6	-134	94.5	-134	94.5	0	100.0	
		殺虫剤	92	135	246	263	70	90	227	214	43	46.7	20	106.9	20	128.6	19	94.3	19	94.3	0	100.0
		殺菌剤	193	100	293	160	94	171	123	123	93	51.8	133	72.3	48	71.9	-48	71.9	-48	71.9	0	100.0
		その他	864	727	1,544	1,251	1,440	1,410	2,955	2,635	137	84.1	293	81.0	-30	97.9	-320	89.2	-320	89.2	0	100.0
殺菌剤	2,138	2,093	5,384	4,589	2,371	2,395	5,774	5,260	45	97.9	795	85.2	24	101.0	-514	91.1	-514	91.1	0	100.0		
殺虫剤	3,251	3,209	6,652	6,488	4,891	5,174	11,102	11,314	52	98.4	164	97.5	223	105.8	212	101.9	212	101.9	0	100.0		
殺菌剤	76	81	67	90	40	62	42	77	5	106.6	23	134.3	23	155.0	36	183.3	36	183.3	0	100.0		
殺菌剤	1,853	1,763	2,646	2,806	1,438	1,544	2,253	2,818	90	95.1	160	106.0	106	107.4	535	23.4	535	23.4	0	100.0		
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0		
小計	5,190	5,053	9,364	9,384	6,368	6,781	13,428	14,210	137	97.4	20	100.2	413	106.5	784	105.8	784	105.8	0	100.0		
殺菌剤	784	916	2,905	2,933	1,011	1,114	3,483	3,424	132	116.8	28	101.0	103	110.2	-59	98.3	-59	98.3	0	100.0		
殺虫剤	731	739	2,628	2,895	566	598	2,233	2,370	8	101.1	267	110.2	32	105.7	137	106.1	137	106.1	0	100.0		
殺菌剤	208	168	421	353	261	180	610	560	-40	80.8	-68	83.8	-81	69.0	-50	91.8	-50	91.8	0	100.0		
殺菌剤	3,277	3,805	10,280	9,467	7,745	9,018	20,203	20,181	528	116.1	-813	92.1	1,273	116.4	-22	99.9	-22	99.9	0	100.0		
その他	272	324	1,046	1,118	482	517	1,717	1,894	52	119.1	72	106.9	35	107.3	177	110.3	177	110.3	0	100.0		
小計	5,272	5,951	17,280	16,766	10,964	11,427	28,246	28,430	679	112.9	-514	97.0	1,363	113.5	184	100.7	184	100.7	0	100.0		
水稲	15,299	16,216	37,981	37,119	20,676	22,619	52,118	52,441	917	106.0	-862	97.7	1,943	109.4	323	100.6	323	100.6	0	100.0		
殺菌剤	116	100	413	369	1,049	792	4,005	3,446	-16	86.2	-44	89.3	-257	75.5	-559	86.0	-559	86.0	0	100.0		
殺虫剤	634	459	3,931	4,561	148	107	860	1,062	-175	72.4	630	116.0	-41	72.3	202	123.5	202	123.5	0	100.0		
その他	444	481	1,403	1,398	2,131	2,362	6,323	6,405	37	108.3	-5	99.6	231	110.8	82	101.3	82	101.3	0	100.0		
小計	1,194	1,040	5,746	6,328	3,328	3,261	11,188	10,913	-154	87.1	582	110.1	-67	98.0	-275	97.5	-275	97.5	0	100.0		
殺菌剤	279	267	985	881	30	28	104	93	-12	95.7	-104	89.4	-2	93.3	-11	89.4	-11	89.4	0	100.0		
殺虫剤	1,131	1,169	2,935	2,660	3,444	3,761	9,307	8,678	38	103.4	-375	90.6	317	109.2	-629	93.2	-629	93.2	0	100.0		
その他	1,410	1,436	3,920	3,541	3,473	3,789	9,411	8,771	26	101.8	-279	90.3	316	109.1	-640	93.2	-640	93.2	0	100.0		
殺菌剤	9	6	32	24	9	7	37	29	-3	66.7	-8	75.0	-2	77.8	-8	78.4	-8	78.4	0	100.0		
殺虫剤	437	496	1,756	1,896	908	1,006	3,851	4,319	59	113.5	140	108.0	98	110.8	468	112.2	468	112.2	0	100.0		
小計	3,050	2,978	11,454	11,790	7,718	8,063	24,487	24,032	-72	97.6	336	102.9	345	104.5	-455	98.1	-455	98.1	0	100.0		
殺菌剤	94	91	256	225	665	662	1,782	1,657	-3	96.8	-3	87.9	-3	99.5	-125	93.0	-125	93.0	0	100.0		
殺虫剤	2,366	2,172	7,407	6,241	1,067	989	3,329	2,801	-194	91.8	-1,166	84.3	-78	92.7	-528	84.1	-528	84.1	0	100.0		
その他	3,080	3,507	10,347	10,695	4,988	4,968	14,837	14,724	427	113.9	348	103.4	-30	99.4	-113	99.2	-113	99.2	0	100.0		
小計	5,540	5,770	18,010	17,161	6,720	6,608	19,949	19,183	230	104.2	-849	95.3	-112	98.3	-766	96.2	-766	96.2	0	100.0		
殺菌剤	1,907	1,299	6,752	5,578	1,556	1,065	5,676	4,620	-608	68.1	-1,174	82.6	-491	68.4	-1,056	81.4	-1,056	81.4	0	100.0		
殺虫剤	1,697	1,479	5,283	4,614	4,660	4,451	12,918	11,781	-218	87.2	-669	87.3	-209	95.5	-1,137	91.2	-1,137	91.2	0	100.0		
その他	3,604	2,779	12,035	10,192	6,216	5,517	18,594	16,401	-825	77.1	-1,843	84.7	-699	88.8	-2,193	88.2	-2,193	88.2	0	100.0		
小計	1,138	77	225	168	84	62	190	171	-61	55.8	-57	74.7	-22	73.8	-19	90.0	-19	90.0	0	100.0		
殺菌剤	1,467	1,452	5,356	5,165	3,471	3,584	9,724	9,788	-15	99.0	-191	96.4	113	103.3	64	100.7	64	100.7	0	100.0		
殺虫剤	10,748	10,078	35,626	32,685	16,491	15,770	48,457	45,542	-670	93.8	-2,941	91.7	-721	95.6	-2,915	94.0	-2,915	94.0	0	100.0		
小計	365	442	1,522	1,543	595	648	2,113	2,323	77	121.1	21	101.4	53	108.9	210	109.9	210	109.9	0	100.0		
殺菌剤	96	96	366	381	320	376	1,489	1,539	10	103.6	15	104.1	56	117.5	50	103.4	50	103.4	0	100.0		
殺虫剤	7	208	19	485	9	120	25	260	201	2971.4	466	2552.6	111	1333.3	235	1040.0	235	1040.0	0	100.0		
その他	646	831	3,091	3,362	1,229	1,562	6,623	7,578	185	128.6	271	108.8	333	127.1	949	114.3	949	114.3	0	100.0		
小計	1,103	1,576	4,999	5,771	2,153	2,705	10,255	11,701	473	142.9	772	115.4	552	125.6	1,446	114.1	1,446	114.1	0	100.0		
殺菌剤	335	395	670	715	1,432	1,042	3,102	2,942	60	117.9	45	106.7	-390	72.8	-160	94.8	-160	94.8	0	100.0		
殺虫剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0		
殺菌剤	573	566	1,635	1,495	412	403	948	880	-7	98.8	-140	91.4	-9	97.8	-68	92.8	-68	92.8	0	100.0		
その他	1	1	3	2	2	2	2	2	0	100.0	-1	66.7	0	160.0	20	183.3	20	183.3	0	100.0		
小計	909	962	2,335	2,241	1,846	1,478	4,101	3,894	53	105.8	-94	96.0	-368	80.1	-207	95.0	-207	95.0	0	100.0		
分類なし	31,109	31,810	92,394	89,605	48,884	50,635	139,418	137,610	701	102.3	-2,789	97.0	1,751	103.6	-1,808	98.7	-1,808	98.7	0	100.0		
合計																						

使用分野	種別	用途	数量			金額			比率			概算							
			当月			累計			%			%							
			17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度					
水稲	殺虫剤	メチア	724	430	1,485	237	211	511	364	-294	59.4	-187	88.8	-26	89.0	-147	71.2		
		ワカエゾノイ	43	650	1,074	316	475	1,051	1,209	216	149.8	546	150.8	159	150.3	168	115.0		
		メチアワカエゾノイ	1,674	1,818	3,755	1,261	1,143	2,998	2,897	144	108.6	89	102.4	-118	90.6	-101	96.6		
		ワカエゾノイ	724	550	1,894	477	438	1,528	1,528	174	76.0	-267	87.6	-19	95.8	-267	85.9		
		その他	389	560	1,236	1,546	698	290	698	1,002	171	144.0	310	125.1	82	139.4	304	143.6	
		小計	3,945	4,008	9,898	10,389	2,480	2,557	7,152	7,099	63	101.6	491	105.0	77	103.1	-83	99.3	
		殺菌剤	イサ	1,969	1,493	5,270	4,408	1,761	4,182	3,730	-476	75.8	-862	83.6	-318	81.9	-452	89.2	
		モカノ	157	196	403	459	178	383	392	392	39	24.8	56	113.9	22	114.1	9	102.3	
		イサノ	161	348	322	178	168	348	291	1	100.6	-133	70.8	-10	94.4	-57	83.6		
		その他	829	649	2,373	1,900	1,199	4,154	3,776	-180	78.3	-473	80.1	-59	95.1	-378	90.9		
小計	3,116	2,500	8,500	7,089	3,294	9,068	8,188	-616	80.2	-1,411	83.4	-365	88.9	-880	90.3				
殺虫殺菌	イサノ	3,658	3,461	10,310	10,055	6,529	17,631	17,771	197	94.6	-255	97.5	-495	92.4	140	100.8			
モカノ	302	362	369	151	203	228	228	-40	86.8	-17	95.4	-10	93.8	25	112.3				
イサノ	1,359	1,187	4,005	3,992	1,269	3,139	3,552	172	100.7	13	99.7	-130	89.8	405	111.4				
その他	0	12	0	12	0	7	7	0	12	-	12	-	7	-	7	-			
小計	5,319	4,921	14,684	14,112	7,969	21,385	21,963	-398	92.5	-272	98.1	-628	92.1	578	102.7				
除草剤	初期	1,040	1,023	3,945	3,956	1,088	1,193	4,551	4,617	-17	98.4	11	100.3	125	111.7	66	101.5		
中期	1,210	1,159	3,838	4,064	935	903	3,168	3,272	51	95.8	216	105.6	32	96.5	104	103.3			
後期	552	520	973	873	555	567	1,164	1,127	-32	94.2	-100	89.7	12	102.2	-37	96.8			
一巻	3,828	3,741	14,108	13,102	7,912	7,904	28,119	27,662	87	97.7	1,000	92.9	9	99.9	453	98.4			
その他	542	594	1,588	1,712	911	1,009	2,629	2,903	52	109.6	124	107.8	98	110.8	274	110.4			
小計	7,172	7,037	24,462	23,697	11,381	11,576	39,628	39,582	-135	98.1	-755	96.9	195	101.7	-46	99.9			
水稲	計	19,553	18,467	57,534	55,586	25,114	24,393	77,233	76,832	-1,086	94.4	-1,948	96.6	-721	97.1	-401	99.5		
果樹	殺虫剤	カニ	184	189	597	558	1,287	1,499	5,292	4,945	5	102.7	39	93.5	212	116.5	347	93.4	
		マシ油	1,049	949	4,980	5,510	266	249	1,126	1,311	-100	90.5	530	110.6	-17	93.6	185	116.4	
		その他	932	781	2,334	2,179	4,429	3,836	10,751	10,241	-151	83.8	-155	93.4	-593	86.6	-510	95.3	
		小計	2,165	1,919	7,911	8,247	5,982	5,584	17,170	16,497	-246	88.6	336	104.2	-398	93.3	-673	96.1	
		石灰硫黄合剤	218	201	1,203	1,062	29	21	128	115	17	92.2	121	89.9	-2	91.3	-13	89.8	
		その他	1,541	1,404	4,476	4,064	4,546	4,581	13,853	13,259	-137	91.1	-412	90.8	35	100.8	-594	95.7	
		小計	1,759	1,605	5,679	5,146	4,569	4,603	13,980	13,374	-154	91.2	-533	90.6	34	100.7	-606	95.7	
		殺菌剤	全殺	8	8	41	32	11	11	48	40	0	100.0	-9	78.0	0	100.0	-8	83.3
		除菌剤	873	973	2,629	2,870	1,787	1,929	5,638	6,248	100	111.5	241	109.2	142	107.9	610	110.8	
		小計	4,805	4,506	16,259	16,295	12,350	12,126	36,836	36,159	-299	93.8	36	100.2	-224	98.2	-677	98.2	
野菜畑作	殺虫剤	カニ	136	137	392	363	892	891	2,674	2,548	1	100.7	29	92.6	-1	99.9	126	95.3	
		蠟虫	4,869	4,703	12,276	10,943	2,435	2,367	5,764	5,168	-166	96.6	-1,333	89.1	-68	97.2	-596	89.7	
		その他	5,295	5,005	15,642	15,699	8,451	8,143	23,288	22,868	-290	94.5	57	100.4	-308	96.4	-420	98.2	
		小計	10,300	9,845	28,310	27,005	11,777	11,401	31,726	30,583	-455	95.6	-1,305	95.4	-376	96.8	-1,143	96.4	
		土壌	3,335	2,968	10,087	8,546	2,300	2,248	7,976	6,868	-367	89.0	-1,541	84.7	-52	97.7	-1,108	86.1	
		その他	2,949	2,909	8,232	7,523	4,629	5,054	17,547	16,835	-40	98.6	-709	91.4	425	109.2	-712	95.9	
		小計	6,284	5,877	18,319	16,069	6,929	7,302	25,523	23,707	-407	93.5	-2,250	87.7	373	105.4	-1,820	92.9	
		殺菌剤	全殺	119	67	344	234	68	66	259	237	-52	56.3	-110	68.0	-2	97.1	-22	91.5
		除菌剤	1,557	1,375	6,912	6,540	2,667	2,786	12,391	12,574	-182	88.3	-372	94.6	119	104.5	183	101.5	
		小計	18,260	17,163	53,885	49,848	21,442	21,555	69,899	67,097	-1,097	94.0	-4,037	92.5	113	100.5	-2,802	96.0	
その他	殺虫剤	全殺	641	582	2,162	2,125	952	868	3,065	3,230	-59	90.8	-37	98.3	-84	91.2	165	105.4	
		全殺	214	222	580	603	1,083	1,083	2,452	2,623	8	103.7	23	104.0	120	112.5	171	107.0	
		殺菌剤	40	269	59	754	52	425	77	425	229	672.5	695	1278.0	113	317.3	348	551.9	
		除草剤	1,763	1,883	4,855	5,245	3,481	3,797	10,110	11,375	120	106.8	390	108.0	316	109.1	1,265	112.5	
		小計	2,657	2,956	7,656	8,728	5,448	5,913	15,703	17,654	299	111.3	1,072	114.0	465	108.5	1,951	112.4	
		植物調整剤	527	519	1,197	1,234	1,935	2,360	5,044	5,305	-8	98.5	37	103.1	425	122.0	261	105.2	
		殺菌剤	0	0	0	27	0	28	0	28	0	-	-	103.7	0	-	2	107.7	
		補助剤	1,356	1,078	2,991	2,573	580	558	1,528	1,439	-278	79.5	-418	86.0	-22	96.2	-89	94.2	
		その他	3	3	6	5	260	255	284	300	0	100.0	-1	83.3	-5	98.1	16	105.6	
		分類なし	1,886	1,600	4,221	3,841	2,775	3,173	6,883	7,070	-286	84.8	-380	91.0	398	114.3	187	102.7	
合	47,162	44,693	139,555	134,298	67,129	67,161	206,554	204,812	-2,469	94.8	-5,257	96.2	32	100.0	-1,742	99.2			

別紙

平成18年農業生産の技術指導について

平成18年4月

農 林 水 産 省

「平成18年農業生産の技術指導について」

(目次)

I	農業生産の技術指導における基本的考え方	
1	安全な食料の安定供給の確保	1
2	我が国の農業の競争力の強化	2
3	農業の自然循環機能の維持増進	3
II	農業生産の技術指導における具体的留意事項	
(I)	共通	
1	安全な農産物の供給に向けた取組	4
2	農業生産の安定化・効率化の推進	10
3	農業の自然循環機能の維持増進	19
(II)	作目別	
1	水 稲	22
2	麦 類	32
3	豆 類	38
4	かんしょ	42
5	ばれいしょ	43
6	てん菜	46
7	さとうきび	47
8	茶	49
9	果 樹	50
10	野 菜	57
11	花 き	63
12	そ ば	68
13	畜 産	69
	(参考資料)	86

I 農業生産の技術指導における基本的考え方

農業施策については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に規定された、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興という4つの基本理念にのっとり、同法に基づく「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定。以下「基本計画」という。）に沿って推進しているところである。さらに、昨年、「経営所得安定対策等大綱」（平成17年10月27日農林水産省省議決定）を決定し、平成19年産からの導入に向け品目横断的経営安定対策の具体的な仕組みを定めるとともに、農地・水・環境保全向上対策（仮称）の基本的内容を定める等、基本計画に基づく各種施策の具体化を進めているところである。

したがって、農業生産の技術指導においては、行政組織、普及組織、試験研究機関、農業団体等の連携と適切な役割分担の下で、基本計画及びこれに基づく各般の施策の方向に沿って、以下に掲げる基本的事項及びIIに掲げる具体的事項に留意し、各地域における課題の解決に向けた農業者や地域の創意工夫に基づく主体的取組を集中的・重点的に支援することが重要である。

1 安全な食料の安定供給の確保

(1) 食品の安全性及び食に対する消費者の信頼の確保

食品の安全性を確保するためには、農業者が、自らの営農の現状や使用する農業生産資材の性状等について適切に把握するとともに、農薬取締法（昭和23年法律第82号）や食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令や関連施策を十分に理解し、リスク管理に自主的に取り組むことが重要である。このため、食品安全のためのGAP（以下「食品安全GAP」という。GAPはGood Agricultural Practice：適切な農業生産を実施する取組。）の自主的な策定と確実な実施を通じて、食品安全に係る生産環境や栽培技術の改善、農業生産資材の適正使用等の指導を徹底するとともに、トレーサビリティの導入、農産物の生産に関する消費者への情報提供等の取組を推進する。

(2) 食料の安定供給

食料自給率の向上を図るためには、ニーズへの的確な対応、生産コストの低減等を通じて消費者等に選択される農産物を安定供給することが重要である。このため、生産努力目標に掲げた課題の解決に向け、担い手への生産の集積、新技術・新品種の導入、合理的作付体系の確立、耕畜連携による飼料生産等を推進する。また、气象台との密接な情報交換、試験研究機関の生育情報や災害に関する技術相談、民間気象サービスの活用等による情報の的確な把握と迅速な提供に努め、台風や夏期の低温等の気象条件に即応した技術指導の徹底を図る。

2 我が国の農業の競争力の強化

(1) 担い手を中心とした生産体制の確立

多様化・高度化するニーズに対応した農業生産や農地の有効利用等を図るためには、経営感覚に優れた担い手の育成と担い手への生産の集積を推進することが重要である。また、平成19年産からの品目横断的経営安定対策の導入に向け、担い手育成・確保のための全国運動を展開し、担い手たる認定農業者への誘導や経営主体としての実体を有する集落営農組織の育成・法人化を推進しているところである。こうした意欲と能力のある担い手の育成・確保が一層促進されるよう、行政組織、普及組織、試験研究機関、農業団体等が連携を強化し、新技術・新品種に関する情報提供、農業技術や経営に関する研修や経営診断の実施等を通じて、担い手や将来の担い手となり得る農業者の技術水準、経営管理能力の向上に向けた指導を強化する。

(2) 多様化・高度化する消費者・実需者ニーズへの対応

消費者の加工食品や外食への依存度が高まる中で、国産農産物に対する需要の維持・拡大を図っていくためには、家庭用需要はもとより加工用・業務用需要にも適切に対応することが重要である。このため、品質分析に基づく栽培技術の改善と仕分け出荷、出荷期間の拡大等に資する技術指導を強化するとともに、複数産地によるリレー出荷体制の整備等の取組を促す。

(3) 新技術の開発・普及

農産物の生産コスト低減や品質向上を図るためには、新技術・新品種を開発し、生産現場に積極的に導入することが重要である。このため、試験研究機関等においては、競争的研究資金制度等を活用しつつ、生産現場のニーズに直結した研究開発に取り組むとともに、これと並行して担い手による現地実証とその成果の研究開発へのフィードバックにより新技術・新品種の迅速な開発・普及を図る。なお、地域に適した新技術・新品種の実証・普及に当たっては、(独)農業・食品産業技術総合研究機構等の試験研究機関との密接な連携を図る。

また、普及組織は、「協同農業普及事業の運営に関する指針」(平成16年11月30日農林水産省告示第2055号)を踏まえて都道府県で策定された実施方針に即し、地域の特性に応じた技術・知識の組立と実証を通じた担い手の技術革新の支援及び地域の技術課題の解決に向けた取組への支援に活動の重点化を図る。これにより、農協による営農指導等との適切な役割分担の下、生産現場の高度で多様なニーズに即した技術の効率的かつ効果的な普及を推進する。

(4) 農業生産資材費の低減に向けた取組の推進

生産コストの低減を図るためには、農業者、農業関係者のコスト意識を醸成しつつ、農業生産資材のより効率的な使用を推進することが重要である。このため、平成17年度に改訂した「農業生産資材費低減のための行動計画」に基づき、数値目標等の達成に向けた取組とその取組状況についての自己点検・分析及び定期的な公表等を通じて、農業生産資材費の低減に向けた取組を推進する。特に、利用段階においては、省

力的・効率的な施肥・防除技術の確立、担い手への作業集積等による農業機械の稼働面積の拡大等、資材の効率的な利用に関する取組を推進する。

3 農業の自然循環機能の維持増進

(1) 環境と調和のとれた農業生産の推進

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業が本来有する自然循環機能を維持増進することにより、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものへ転換していくことが重要である。

このため、行政組織、普及組織、農業団体等が連携を強化し、普及指導センターにおける重点的活動等を通じて、以下の取組により、環境と調和のとれた農業生産を推進する。

ア 農業環境規範の実践

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべきものとして平成17年3月に策定した「環境と調和のとれた農業生産活動規範」（以下「農業環境規範」という。）の実践を促進し、環境と調和のとれた農業生産の普及・定着を図る。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入促進

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「持続農業法」という。）に基づき、認定農業者（エコファーマー）の拡大を図り、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。

ウ 地域でまとまりを持った環境負荷低減の取組の推進

環境負荷の低減を効果的かつ安定的に進める観点からは、環境負荷を低減する取組が地域でまとまりを持って実践されることが重要であるため、平成19年度からの農地・水・環境保全向上対策（仮称）の導入等も踏まえつつ、地域の合意形成や体制づくりを推進する。

(2) バイオマスの利活用の推進

地球温暖化等の地球規模での環境問題に資する観点から、新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年3月閣議決定）等に基づきバイオマスの有効活用を推進することが重要である。このため、様々な種類のバイオマスが総合的に利活用されるシステムを構築することを目的とした「バイオマスタウン構想」の作成・公表を積極的に進めるとともに、構想の実現に向け、地域全体の農作物残さ、家畜排せつ物、食品廃棄物等の有機性資源の発生状況を勘案し、地域ぐるみでバイオマスの利活用を図ろうとする主体的な取組を促進する。

II 技術指導の具体的留意事項

(I) 共通

1 安全な農産物の供給に向けた取組

(1) 食品安全GAPの策定・実践の促進

食品の安全性を確保するためには、農産物の生産、流通、食品の加工・販売・調理・消費の各段階で、これに携わる農業者・事業者・消費者がそれぞれ適切なリスク管理措置に取り組むことが必要である。

生産段階においては、残留農薬、病原性微生物やかび毒、重金属汚染、異物混入等、農産物の安全性に影響を与えるさまざまな要因とその対策をリストアップし、そのリストに基づいた栽培管理の確実な実施と記録によりリスク管理を行う手法である食品安全GAPを農業者が自主的に導入し、実践していくことが重要である。

このため、都道府県段階で設置されているGAP普及のための推進協議会等において、農林水産省が平成17年4月に作成・公表した「『食品安全のためのGAP』策定・普及マニュアル（初版）」（以下「GAP普及マニュアル」という。）や、先進的な取組事項等を参考としつつ、各地域の気象条件、土壌条件、農業生産の実態、品目構成等に応じたGAP普及マニュアルを策定するとともに、農業者や産地による実証を積極的に推進する。

食品安全GAPについては、大部分の農業者が取り組みやすい簡易なものから始め、着実にその取組内容の充実を図ることが有効である。このため、産地全体として食品安全GAPへの取組を推進する場合等においては、GAP普及マニュアルから重要かつ共通する項目を抜粋した「入門GAP」を参考として、チェックリスト等を作成・記録し、実施状況の的確な分析を踏まえ、順次、内容の改善・充実を図るよう指導する。また、従来から記帳運動に取り組んできた農業者や産地においては、記帳の様式に、食品安全GAPの具体的な実践項目を取り入れることにより、円滑な推進が図られるよう指導することも有効である。

— 略 —

(3) 農業生産資材の安全な使用

ア 農薬の安全な使用

(ア) 農薬使用基準の遵守の徹底

農薬取締法において、登録を受けていない農薬の使用が禁止されるとともに、登録のある農薬についても農薬使用基準（「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）に定められている基準をいう。以下同じ。）に従い、農薬のラベルに表示された使用方法（適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数）を遵守して使用することが義務付けられている。

このため、農薬使用者に対し、農薬のラベル内容を確認した上で、そこに記載された方法に従って農薬を使用するよう指導の徹底を図る。また、種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）に基づき、農薬の使用回数の表示のある種苗を用いる場合には、農薬使用者は使用回数から当該種苗に表示された使用回数を控除した回数を遵守することとなっていることについても、改めて周知徹底を図る。

(イ) 残留農薬基準のポジティブリスト制度導入への適切な対応

平成18年5月に予定されている残留農薬基準のポジティブリスト制度（以下、単に「ポジティブリスト制度」という。）の導入に当たり、生産現場等において混乱が生じることを防止するため、以下の対応の徹底を図る。

a 指導体制の強化

(a) 地域における指導体制の強化

各地域においては、病虫害防除所及び普及指導センター（以下、農協も含め「地域段階の指導機関」という。）が中心となり、農協の農薬・防除指導担当及び各農作物の生産指導担当と連携して巡回指導チームを編成し、農業者を対象とした講習会の開催、巡回指導の実施等により、農業者へ制度の周知の徹底を図るとともに、地域の農業者が採用可能な飛散防止対策・技術に係る情報等を基にした、適切な農薬の選択や農薬の散布方法等について、きめ細かな指導を行う。

また、必要に応じ、隣接するほ場で農作物を作付けしている農業者間における使用農薬の種類や時期について調整や指導を行う。

さらに、農業者からの相談に対して迅速に回答できるよう、各地域の普及指導センターや農協において相談窓口を設置するとともに、農業者に対し、当該相談窓口を設置したことを周知する。

(b) 都道府県段階における指導体制の強化

都道府県段階においては、農薬、病虫害防除指導、生産振興及び普及担当の行政部局、農業団体等が、相互の連携強化を図りつつ、地域ごとの巡回指導チームの編成・整備の促進、指導に必要な事項についての情報提供、巡回指導チームの活動状況の把握等を行うとともに、指導活動が不十分な地域に対しては取組の強化を図るよう指導を行う。

(c) 地域における相談に迅速に対応する全国ネットワークの構築

各地域段階の指導機関は、インターネット等を活用し、全国段階の指導機関（（社）全国農業改良普及支援協会、全国農業協同組合連合会及び農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室をいう。以下同じ。）等との間で情報の共有化を図るためのネットワークを構築する。

また、各地域段階の指導機関に設置されている相談窓口において対応困難な相談や質問については、同ネットワークを活用し、全国段階の指導機関に集約して、これらの機関における早急な回答の作成、他の地域段階の指導機関への配付等を行い、迅速かつ効率的な対応を図る。

b 農薬の適正使用、飛散防止対策の徹底等

(a) 農薬の適正使用の徹底

ポジティブリスト制度の施行後においては、国内で使用が認められていない農薬や輸入農産物も想定し、新たに多くの残留農薬基準が、農作物と農薬の組合せごとに設定されることになるが、国内においては、これまで通り、農薬取締法に基づく登録農薬の使用が義務付けられており、また、登録農薬については、適用農作物ごとに現行の残留農薬基準が設定・適用される。

このため、防除指導に当たっては、農薬使用基準に基づいた適正な農薬使用の徹底が基本であり、登録農薬をラベルに表示された適用農作物、使用方法に従って使用すれば問題は生じないことについて、改めて周知徹底を図る。

(b) 防除暦の見直し

農薬の中には、複数の農作物に使用でき、残留農薬基準値も設定されているものも多い。このため、地域段階の指導機関が協力して、地域の防除暦を点検し、隣接して作付けされる可能性のある農作物については、地域における生育ステージや残留農薬基準値の設定状況なども考慮しながら、それぞれに共通して使用できる農薬を中心とした防除暦になるよう、見直しを行う。

(c) 産地におけるリスク管理の実施

農薬の使用状況の記帳は、防除等の農作業計画の策定・改善に役立つばかりでなく、農薬の使用状況の事後の確認が容易となり、さらには残留農薬基準を超過した場合の原因の究明や規制対象ロットの特定等にも利用することができる。

このため、農業者が農薬を使用した時には、①使用年月日、②使用場所、③農薬を使用した農作物等、④農薬の種類又は名称、⑤使用量又は希釈倍数等について記帳するよう指導する。その際、食品安全GAPとの一体的な取組によって、より大きな効果が得られるよう指導する。また、併せて周辺ほ場における農薬の散布状況を記帳するよう指導することも有効である。

一方、農協をはじめとした各地域段階の指導機関は、農業者に対する記帳の指導を行うとともに、定期的に記帳の内容を確認し、産地全体としての農薬の使用実態の把握等に努める。

なお、農業者に対して、実際に周辺農作物への飛散が起こった場合には、地域段階の指導機関等に相談するよう徹底するとともに、地域段階の指導機関等が相談を受けた場合には、①飛散があった農薬の特性、②飛散を受けた農作物に対する残留農薬基準の設定状況、③飛散を受けた農作物の生育ステージ（収穫までの日数）、④記帳の状況などを総合的に勘案し、残留農薬基準を超過するおそれがあると判断される場合には、収穫物について残留農薬分析を行うよう指導する。

(d) 周辺農作物への農薬の飛散（ドリフト）等による影響の低減

農薬の周辺農作物への飛散の程度や影響は、農薬の種類、散布方法、散布時の風向・風速、さらには農作物の種類の違いなどによって大きく異なる。このため、(社)日本植物防疫協会が作成した「地上防除ドリフト対策マニユ

アル」(平成17年12月)などを参考として、以下の点に留意しながら、地域の栽培状況や気象条件を踏まえた指導の徹底を図るとともに、飛散状況、残留状況のモニタリング調査、飛散防止ネット、飛散防止ノズル等の導入・実証などを積極的に実施する。

- a) 周辺農作物や栽培体系など地域の実態を踏まえ、隣接する双方の農作物に共通して使用可能な農薬、飛散しにくい形状の農薬を選択する。
 - b) より飛散の少ない散布方法や散布器具を選択、使用する。
 - c) 風の強弱、風向き、散布する時間帯などに応じて、散布風量やノズル方向等に注意する。
 - d) 農薬の使用後は防除器具や農薬の調整に使用した容器の洗浄を十分行う。
 - e) 航空防除等の際は、散布地周辺の他作物に関する情報と飛散を防止すべきは場の防護状況の確認を行うとともに、周辺農作物の栽培者に対して、事前に散布日時、使用農薬の種類等を連絡した上で、散布基準の範囲内で速度及び高度を下げて散布する。
- c 食品事業者等への的確な情報提供

農作物の流通の過程において、産地に対し、出荷する農作物について、全ての農薬の残留分析が要求される事例が見られるため、農林水産省は、これまでも関係事業者や業界団体などに対し、ポジティブリスト制度の導入に対する合理的な対応等を要請してきたところである。

今後は、各生産現場においても、直接の出荷先である流通業者や食品事業者に対して、①防除暦の提供、②農薬使用状況についての記帳の内容の開示などを積極的に行うとともに、あわせて必要以上の過剰な残留農薬分析は現実的でないことを説明し、合理的な対応を要請する。

(ウ) マイナー作物に係る適切な対応

マイナー作物に係る農薬取締法の経過措置については、平成17年3月末日をもって大臣承認を取り消す一方、緊急性・必要性が高い作物で、気象要因等により登録に必要なデータ作成ができなかったもの等について、平成18年7月まで経過措置を延長することとしたところであるが、この延長された経過措置も、平成18年7月には終了することとしている。このため、経過措置の終了時期等について改めて周知徹底を図るとともに、期限までに登録に至らなかった農作物については、代替農薬、代替防除法(物理的防除法等)を周知し、適切な防除が行われるよう指導を徹底する。

なお、現在、全国、地方農政局、及び都道府県の各段階でマイナー作物等農薬登録推進協議会を設置し、相互に連携して、適用拡大に必要なデータ等の作成を効果的に行うための調整等を行っているところであるが、今後もこの体制を活用してマイナー作物対策を推進することとしており、適用拡大の登録については、今後も随時行われていくため、最新情報の把握、提供について十分留意する。

(エ) 住宅地における農薬の適正使用

住宅地に近接する場所において農薬を使用する場合には、農薬の飛散が原因となって住民、子供等に健康被害を及ぼすことがないように「住宅地等における農薬

使用について」(平成15年9月16日付け15消安第1714号消費・安全局長通知)に基づき、飛散防止に必要な措置を講ずるものとし、関係者に対し指導の徹底を図る。特に、都道府県の広報活動や市町村の協力を得て、ガーデニングや家庭菜園等で農薬を使用する機会がある一般家庭にもその周知と徹底を図る。

(オ) 土壌くん蒸剤の適正使用

土壌くん蒸剤を使用する場合にあっては、容器等に表示されている被覆期間を通して、フィルム等により農薬を使用した土壌を被覆するなど、農薬の揮散を防止するために必要な措置を講ずるものとし、当該農薬使用者に安全かつ適正な使用の指導の徹底を図る。特に、やむを得ず住宅地周辺において土壌くん蒸を行う者に対しては、依然として被覆が不十分であることが原因とみられる事故が発生している現状を踏まえ、薬剤が揮散し周辺に影響を与えないよう、風向き、土壌水分量等に十分注意し、作業終了後適切な方法により土壌の被覆を完全に行うよう指導の強化を図る。

(カ) 農薬の使用時における安全の確保

農薬危害防止運動等を通じて農薬の使用時における安全の確保を図る。特に、散布者の中毒事故防止のため、農薬の容器の表示事項等を遵守し、散布形態に応じたマスク、手袋等適切な防護装備の着用の徹底を指導する。また、ビニールハウスをはじめとする施設等の中において農薬を使用する場合には、くん煙剤等無人で防除できる農薬の使用を推進する。

(キ) 農薬の保管管理

農薬の用途外使用等誤った取扱いによる事故の発生を防止するため、「農薬の保管管理等の徹底について」(昭和62年6月10日付け62農蚕第3283号農蚕園芸局長通知)等に基づき販売者、農業者等に正しい保管管理の方法等についての指導を徹底する。さらに、毒劇物を用いた犯罪の発生状況にかんがみ、政府に設置された毒劇物対策会議において取りまとめた「毒劇物対策会議報告書」(平成10年11月27日同会議決定)に沿った適切な毒劇物管理対策の推進を図る。

(ク) 使用残農薬、空容器の適正処理

農薬の購入に当たっては、使い残しの農薬が生じないように計画的な購入を推進するとともに、やむを得ず残った場合は、廃棄物処理業者への処理の委託等により環境に影響が生じないように適切に処理するよう指導する。また、農薬の空容器は十分洗浄した上で、廃棄物処理業者への処理の委託等による適正処理の推進に努める。なお、残農薬及び空容器の適正処理を推進するため、都道府県の指導の下、農業団体等が中心となって、製造・流通販売に携わる者も含め、組織的な回収・処理の仕組みの構築を図る。

(2) 効率的な病虫害防除及び鳥獣害防止対策の推進

ア 病虫害防除

(ア) 病虫害発生予察情報の活用

近年、農薬の食品中への残留や水質その他の環境への影響について社会的な関心が高まっている。また、作付体系、生産環境の変化等に伴う病虫害の発生様相の変化、薬剤耐性菌及び薬剤抵抗性害虫の出現による防除効果の低下、土壌病虫害やウイルス病等難防除病虫害の発生といった問題が生じている。

このため、地域毎の発生予察を行い得る体制整備を図り、より高精度できめの細かい発生予察情報の作成及び関係機関への迅速な伝達に努める。この場合、発生予察情報のほか、「植物防疫情報総合ネットワークシステム（JPP-NET）」（(社)日本植物防疫協会）において提供されている農薬登録速報、気象情報等、幅広い情報を積極的に利活用する。

また、発生予察情報等の活用や要防除水準（経済的被害の発生を考慮して防除の必要性を判断する目安となる病虫害の発生水準）の設定等を通じて、農業者が防除の要否及びタイミングを的確に判断できるよう指導する。

(イ) 総合的病虫害・雑草管理（IPM）の推進

(ア)の病虫害発生予察情報の活用に加えて、試験研究機関、病虫害防除所、普及指導センター等が連携を強化し、伝染源の除去等による病虫害が発生しにくい環境の整備や、生物農薬、病虫害抵抗性品種、対抗植物、弱毒ウイルス、性フェロモン剤、太陽熱利用による土壌消毒等の積極的な導入による総合的病虫害・雑草管理（IPM）の実践に向けた取組を推進する。

このため、平成17年9月に公表した「総合的病虫害・雑草管理（IPM）指針」及び「IPM実践指標モデル（水稻）」を参考に、地域の病虫害の発生状況等に応じて、農業者自らIPMの実践度を簡単に評価できるIPM実践指標の策定、IPMを実践するモデル地域の設定に努める。

なお、IPMの推進に当たっては、IPMを構成する主要な個別防除技術や実施可能なIPM体系の事例などを解説している「IPMマニュアル」（(独)農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター）の活用も有効である。

(ウ) 防除方法の点検・見直し

都道府県が作成している防除基準等の記載内容が農薬使用基準を的確に反映したものになるよう必要に応じて、農薬の登録内容と照らし合わせ、農薬の誤使用を招かないよう努める。また、共同防除組織等が脆弱化していることから、地域の農業実態に即した防除体制の再構築、新たな受委託防除体制の整備等を推進する。

農薬の使用に当たっては、病虫害・雑草の種類及び発生状況に応じ、また、周辺環境への影響に考慮して適切な有効成分・剤型の農薬を選定するとともに、既存薬剤に対する対象病虫害等の耐性及び抵抗性の獲得、消費者に信頼される農産物の提供にも留意して、系統の異なる薬剤のローテーション使用や必要最小限の使用に努めるよう指導する。なお、病虫害の種類や発生状況によっては広域全面

散布ではなく、部分防除で十分な効果をあげ得る場合もあることから、部分防除の実施についても検討するよう促す。

また、航空防除の実施に当たっては、「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知)に基づき、都道府県段階及び地区段階において作業環境に対応した散布区域、散布除外区域、散布剤型等について十分に検討した上で事業計画を策定し、地域の関係者の理解と協力を得るよう努めるとともに、臨機応変な実施を徹底する。なお、航空防除に適さない区域では無人ヘリコプター等により局所的散布に切り替えるよう指導する。その際、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知)等に基づき、より一層の危被害防止対策の徹底を図るとともに、無人ヘリコプターの保管に当たっては、機体、送信機及び散布装置を分割して、それぞれ安全な場所で保管管理するよう徹底する。

(エ) 臭化メチルの規制への対応

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に基づいて平成17年からは、原則として土壌くん蒸剤の臭化メチルの製造を全廃することとなっていることから、「臭化メチル削減対策会議」(平成12年2月設置)において、関係者が一体となって代替薬剤及び代替技術の導入等に努めてきたところである。

このため、既に技術的に確立し一定の効果を上げている代替薬剤及び代替技術については、作業性と経済性を検討しつつ、普及・定着を図るとともに、都道府県の防除基準等にも積極的に取り入れる。特に、しょうが根茎腐敗病の防除については、代替技術の積極的な導入を検討する。

また、代替薬剤及び技術が未だ見出せない作物や病害虫については、代替剤及び防除技術の開発をさらに検討するとともに、臭化メチルの代替となり得る総合的防除技術の確立・普及を図る。なお、やむを得ず臭化メチルによる防除を実施する場合は、施設野菜等ではガス難透過性フィルムの使用、年間くん蒸回数を必要最小限にする等により使用量を抑制し、大気中への臭化メチルの放出量の削減に努めるよう指導を徹底する。

イ 鳥獣害防止対策

野生鳥獣による農作物等の被害防止を図るためには、野生鳥獣との共生を前提としつつ、捕獲による「個体数調整」と「防護」を組み合わせた持続的な対策を実施していくことが必要である。

被害防止対策の実践に当たっては、イノシシ、シカ、サルを対象として生態特性と被害対策に係る基礎知識について取りまとめた「野生鳥獣被害防止マニュアルー生態と被害防止対策(基礎編)ー」(平成18年3月版)を参考としつつ、次の事項に留意する。

(ア) 防護に係る対策として、農作物の収穫残さ等をほ場や集落に放置しない及び収穫しない果実を樹木等に放置しないなど、日頃から野生鳥獣を寄せ付けない営農管理等に取り組む。

- (イ) 野生鳥獣の農地等への侵入を防止するために、追い払い活動を着実にを行うとともに、ネット柵や電気柵等、野生鳥獣の行動特性に応じた種類の侵入防止柵を、地形や被害を及ぼす個体及び個体群の行動経路等に留意しながら計画的に設置する。

その際、被害防止の効果を上げるために、侵入防止柵の設置と併せて、牛や山羊等の放牧、林地伐採による緩衝域の設置、被害を及ぼす鳥獣を忌避させる作物等の導入も有効である。

- (ロ) 被害防止対策の推進に当たっては、集落を単位として、追い払い活動、侵入防止柵の設置及びその点検管理等に共同で取り組む体制づくりに努める。
- (エ) 上記の取組を推進するとともに、捕獲を含めた総合的な被害防止対策を実施していくために、市町村、普及指導センター、農業団体、狩猟団体等が連携し、試験研究機関や大学等による技術的な支援と併せて、関係機関が一体となった指導体制の構築を図る。

— 略 —

(5) 農業生産資材の効率的な利用

ア 農業者の啓発と的確な情報提供

農業生産資材費の低減を図るため、都道府県においては、資材コストを明示した栽培暦の作成、農業生産資材費低減による生産コスト低減を実現している優良事例の収集・紹介、実証ほの設置等を通じた農業者及び農業関係者の意識啓発に努め、生産コスト低減の取組を推進する。

また、農業者が農業生産資材を選択・利用する際の選択幅の拡大に資するよう、その判断基準となる資材の種類、品質や流通の状況、利用技術等の情報を適時適切に提供するシステムを充実・強化する。その際、関係団体の連携・協力の下に運営されている農業生産資材情報センターのホームページ (<http://sizai.agriworld.or.jp/index.html>) 等において提供されている農業生産資材の製品情報等を積極的に活用する。

イ 肥料

土壌診断に基づき土壌条件、作物の吸収特性及び肥料の特性に合わせた適正な施肥を推進するとともに、肥効調節型肥料、側条施肥等の局所施肥技術等を活用した省力的かつ効率的な施肥技術体系の確立・普及を図る。また、BB肥料（粒状配合肥料）、輸入化成肥料等の安価な肥料、安価な単肥を利用した自家配合肥料等について、従来の銘柄を利用した場合との作物の収量・品質等についての技術実証を行いつつ、地域の実情に即し適切な利用・普及に努める。さらに、肥料の銘柄数の増加が肥料価格の上昇要因となっている面があることから、汎用性肥料（適応できる作物・品種の多い銘柄）の積極的な利用の推進を図る。

ウ 農業薬剤

発生予察情報に基づいた適時的確な防除を実施するとともに、無人ヘリコプター、

水田用栽培管理ピークル等の防除機材や軽量・省力タイプの農薬使用、微量または少量散布など効率的な防除技術体系の確立・普及を図る。また、物流コストの低減や農作業の省力化につながる1kg粒剤やフロアブル剤等の軽量・省力タイプの新農薬の開発・普及を推進する。

エ 農業機械

地域の実情に応じた農業機械の稼働面積の拡大を図るため、①農業機械銀行方式の導入等による担い手への農作業等の集積、②集落営農を通じた余剰農機の処分や農業機械の共同利用を推進する。また、農作業受委託等の労働力の融通が困難な地域、規模拡大の過程においてピーク時の労働力確保が困難な地域においては、農作業を請け負う農業協同組合、農業公社等のコントラクターを育成する。

このほか、初期投資の軽減を図るため、リース・レンタル方式の普及及び中古農業機械の利活用を推進するとともに、農業者に対する基本性能を重視した低廉な農業機械（シンプル農機）に関する積極的な情報提供等に努める。

さらに、農業機械の長期利用を推進する観点から、農業者自らによる機械の事前点検・格納整備等の励行を指導する。また、整備業者にあつては、「農業機械整備施設設置基準」（昭和44年5月31日付け44農政第2258号農林事務次官依命通知）に基づき、農業機械の規模ごとに適切な整備施設・機器の設置を推進するとともに、農作業期間中の故障に備え、農業者に修理部品を迅速かつ安定的に供給できる体制を整備するよう指導する。

— 略 —

3 農業の自然循環機能の維持増進

(1) 環境と調和のとれた農業生産の推進

環境問題に対する国民の関心が高まる中、農業生産に伴う環境負荷の低減等への積極的な取組が必要となっており、これまでも環境保全型農業を推進してきたところであるが、その取組は着実に普及しているものの依然として一部に留まっている。

このため、引き続き、行政組織、普及組織、農業団体等が連携を強化し、普及指導センターにおける重点的活動等を通じて、以下の取組により、環境と調和のとれた農業生産を推進する。

ア 農業環境規範の実践

平成17年3月に策定した農業環境規範は、土づくりの励行、適切で効果的・効率的な施肥、効果的・効率的で適正な防除、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第28号。以下「家畜排せつ物法」という。）の遵守、エネルギーの節減等、基本的な取組の内容を取りまとめたものである。これは、環境と調和のとれた農業生産活動を促進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき内容を示したものであり、特に、農林水産省が実施する各種支援策の一部については、これを受益する農業者にその実践を求めている。

このため、農業者、農業関係者に対し農業環境規範の趣旨、内容等について十分周知するとともに、農業者が農業環境規範を実践し、自ら点検を行い、必要に応じて改善に努めるよう指導を行う。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入促進

持続農業法に基づき、認定農業者（エコファーマー）の拡大を図っていくとともに、土づくりの推進、適切な施肥や病虫害防除を通じて、環境への負荷を低減した持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。

ウ 地域でまとまりを持った環境負荷低減の取組の推進

環境負荷の低減を効果的かつ安定的に進める観点からは、環境負荷を低減する取組が、一部の農業者の点的な取組ではなく、地域でまとまりを持って実践されることが重要である。このため、平成19年度からの農地・水・環境保全向上対策（仮称）の導入等も踏まえつつ、地域の農業者の合意形成や体制づくりを積極的に推進する。

(2) バイオマスの利活用の推進

農山漁村に豊富に存在するバイオマスの利活用を通じ、農業の自然循環機能の維持増進や農村の振興を図るためには、農業がバイオマスの生産と利用の両方の役割を有することを踏まえ、関係者の理解を得つつ、地域の創意工夫に基づく取組を促進することが重要である。このため、バイオマスの利活用の優良事例や利活用技術等の情報提供を通じて、農業者をはじめ関係者の理解の醸成と利活用の促進に向けた指導を強化する。

地域でのバイオマスの総合的かつ効率的な利活用を計画的に進めるため、市町村を基本とした「バイオマスタウン構想」の作成・公表が進むよう指導を行う。また、

「バイオマスタウン構想」の実現に向け、地域住民や他産業との情報共有や連携、農作物残さや家畜排せつ物等のバイオマスの生産・収集、稲わらの飼料への利用、農業生産におけるたい肥やバイオマスプラスチックなどの利用、バイオガスやバイオディーゼル燃料などの利用等の取組が進むよう指導を行う。

さらに、食料生産の枠を超えた農業の新たな展開として、菜の花などの油糧作物からバイオディーゼル燃料、さとうきび（糖みつ）等からエタノール燃料を生産する等の取組が進んでいることから、多方面の農作物利用のあり方を視野に入れた指導を行う。

(3) 農業生産資材による環境負荷の低減

肥料成分の地下水への溶脱や温室効果ガスの放出等、環境への負荷の軽減を図るため、地域の気候・土壌・作物等の条件を勘案した土壌・作物診断に基づく適正な施肥、有機物資源のたい肥化と利用による土づくり、適切な作付体系の導入やクリーニングクロープの栽培等による総合的な土壌管理技術の積極的な導入を図る。特に、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が問題となっている地域のうち、汚染が施肥に関連する場合は、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル」

(平成13年7月2日付け環水管第118号、環水土第122号環境省環境管理局水環境部水環境管理課長、土壤環境課地下水・地盤環境室長通知)及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壤管理指針」(平成13年7月2日付け13生産第2615号生産局農産振興課長通知)に基づき、地域における協議会の設置、土壤管理状況の把握・評価、適正施肥の推進等により具体的な施肥対策の実施及び改善状況の確認を行う。

また、河川や湖沼への農薬流出による水質及び水生生物への影響、周辺への飛散による被害等を防止するため、「水質汚濁防止のための農薬の適正使用の徹底について」(平成6年10月6日付け6農蚕第6086号農蚕園芸局長通知)に基づき地形や散布時の気象に十分配慮した農薬の使用の徹底を図る。特に、河川等の近接ほ場での農薬の適正な使用、種子消毒等の残液や廃液の適正な処理、農薬使用時の適正な水管理等により、水質への影響や魚介類への危被害の防止に努めるよう指導する。

さらに、農薬の水質等環境への一層の負荷軽減を図る観点から、農薬の使用及び河川等への農薬の流出の状況を把握し、これらの結果に基づき地域の実情に応じたよりきめ細かな農薬の使用方法の基準等の策定・普及の推進を図る。

(4) 農業用プラスチックフィルム等の適正処理の推進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、すべての産業廃棄物に産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用が義務付けられており、「園芸用使用済プラスチック等の適正処理について」(平成10年11月27日付け10-9農産園芸局肥料機械課長、植物防疫課長、野菜振興課長通知)及び「使用済み農業機械の適正処理について」(平成10年12月1日付け10-10農産園芸局肥料機械課長通知)、「農業用プラスチックフィルムの識別表示(マーキング)の変更について」(平成14年10月1日付け14生産第4859号生産局長通知)に基づき園芸用使用済プラスチック、使用済農業機械、肥料・農薬の空容器等のより一層の適正処理を図るとともに、産業廃棄物管理票制度の円滑な実施を推進する。

特に、農業用使用済プラスチックについては、長期展張性フィルムの利用等による排出量抑制、産業廃棄物として排出処理が必要となる石油系プラスチックからトウモロコシ等の植物を原料とする生分解性マルチフィルムへの転換・加速的定着化を図り、使用済農業生産資材を資源として再利用する循環型システムの構築に努める。また、地域において農業者が処理経費を適正に負担するシステム等の回収処理体制の確立を図り、野外焼却(野焼き)による処理を行わない等適正処理を推進する。

なお、ロールベール用ラップフィルム等の処理についても、農業用使用済プラスチックの処理と同様に上記通知に準じて、適正処理を推進する。

(5) 省エネルギー・省資源の推進

京都議定書における温室効果ガス総排出量の削減約束の達成に向け、農業における省エネルギー化及び新エネルギー利用を推進する。また、昨今の世界的な原油価格の高騰や我が国の脆弱なエネルギー供給構造等を踏まえ、「省エネルギー・省資源農業

推進のための技術指導について」(昭和54年7月11日付け54企第297号農林水産大臣官房技術審議官通知)に基づき、一層の省エネルギー・省資源対策に積極的に取り組む。

特に、施設栽培における省エネルギー対策として、①暖房機器の燃焼効率の低下を招かないよう、点検整備、清掃等の基本作業を実施する、②保温性の高い内張資材の導入等により保温性の向上や温室内の温度ムラを最小にする取組等に努める、③作物別や品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせたきめ細かな最適暖房温度の設定等の温度管理に努める等の基本技術の励行を推進する。また、中長期的な取組として太陽光、水力(小型)、風力発電等の新エネルギーの施設園芸部門への導入や燃料使用量の少ない作型への転換についても検討しつつ、地域特性に応じた品目・作型の選定を推進する。

(参考資料)

○ 主な関連情報の入手先

項目	主な内容	ホームページアドレス
農業・農政	基本計画、経営所得安定対策等大綱等 農業技術一般 農・畜産物の生産振興、技術の導入等 食の安全・管理等 経営改善・普及等 バイオマス 環境施策 研究開発等	http://www.maff.go.jp http://www.kanbou.maff.go.jp/www/gichou http://www.maff.go.jp/seisan.html http://www.maff.go.jp/syohi.html http://www.maff.go.jp/keiei.html http://www.maff.go.jp/biomass/index.htm http://www.maff.go.jp/kankyo/index.html http://www.maff.go.jp/gijyutsu.html
農業生産資材	農業生産資材一般 農薬登録情報	http://sizai.agriworld.or.jp http://www.acis.go.jp
農業機械	新たに開発された農機等	http://www.shinnouki.co.jp/index.html
病害虫防除	病害虫防除一般	http://www.jppn.ne.jp/index.html
気象情報	気象関係一般 各地の気象台・施設等機関一覧 天気予報 週間天気予報 気象警報・注意報 気象情報 季節予報(1ヶ月・3ヶ月・暖寒候期)	http://www.jma.go.jp/jma/index.html http://www.kishou.go.jp/link/link1.html http://www.jma.go.jp/jp/yoho http://www.jma.go.jp/jp/week http://www.jma.go.jp/jp/warn http://www.jma.go.jp/jp/kishojoho http://www.jma.go.jp/jp/longfcst
研究成果等	独立行政法人等試験研究機関一覧 研究成果情報等 命名登録品種	http://www.s.affrc.go.jp/docs/links.htm http://www.affrc.go.jp/index-j.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/name_registration.htm

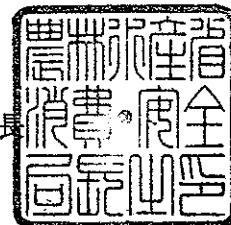


17消安第8114号

平成18年5月8日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



平成16年度食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）の調査点
検結果について

農林水産省が平成16年度に実施した食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）の調査点検結果について、別添1のとおりプレスリリースしたのでお知らせします。

また、別添2のとおり農薬の不適正使用の傾向とその防止対策について取りまとめたので、貴職におかれては、研修会、講習会、技術指導、農薬販売等のあらゆる機会を活用して、当該取りまとめを踏まえた農薬の適正使用の徹底を図っていただくよう、特段の御協力をお願いします。

(別添1)

プレスリリース

平成18年5月8日

農 林 水 産 省

平成16年度農産物安全対策業務調査点検結果の概要について

農林水産省では、農薬について産地段階のリスク管理を的確に行うことを目的として、農産物の栽培農家における農薬の使用状況及び産地段階における農産物への農薬の残留状況の調査を実施しています。この度、平成16年度の調査点検結果を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

今回の調査では、農産物販売農家3,881戸について農薬の使用状況を確認した結果、29戸の農家において、何らかの不適正な使用が認められました。また、農産物682点について残留農薬を分析した結果、残留農薬基準又は登録保留基準を超過する農薬が定量された試料はありませんでした。

なお、この結果については、別途都道府県等に通知し、農薬の適正使用の推進に向けた農家等への指導に活用していただくこととしています。

問い合わせ先

消費・安全局農産安全管理課

電話：03-3502-8111（代表）（内3145、3147）

03-3501-3965（夜間直通）

担当：舟木、入江

(別添2)

食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）における
農薬使用状況調査結果からみた農薬の不適正使用の傾向とその防止対策

1 農薬の不適正使用の傾向について

(1) 不適正使用が多く認められた作物

はくさい、ぶどう及びブロッコリーにおいて、不適正な使用が多く認められている。

(2) 使用できない農作物への不適正使用

他の作物に常日頃使用している農薬の使用や従来からの慣行使用のため、ラベルに表示された適用農作物の確認を行っていない。

(3) 使用量又は希釈倍数の不適正使用

① 農薬の効果に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用している。

② 従来からの慣行使用のため、ラベルに表示された希釈倍数の確認を行っていない。

(4) 使用時期の不適正使用

使用時期の設定が長い農薬において、農薬の使用後の良好な天候により収穫時期が早まったこと等により、経過日数不足のまま収穫・出荷している。

(5) 使用回数の不適正使用

同一の有効成分を含有する農薬を数種類使用し、有効成分の総使用回数を超過している。

(6) 不適正使用が多く認められた農薬

マンゼブを有効成分とする農薬（ジマンダイセン水和剤、リドミルMZ水和剤、カーゼットPZ水和剤等）やTPNを有効成分とする農薬（ダコニール1000、クリーンヒッター、シトラノフロアブル等）を数種類使用し、有効成分の総使用回数を超過している事例が多い。

2 不適正使用の防止対策

(1) 基本事項

① 農薬は、適用農作物、使用量又は希釈濃度、使用時期及び使用回数を遵守して使用しなければならないことを認識し、農薬の使用前に農薬のラベルを必ず確認する。

② 農薬の使用状況を把握するため、使用場所、使用農作物、使用年月日、農薬の種類、使用量又は希釈倍数、使用回数等を農薬の使用記録簿に記録する。

③ 農薬の使用記録簿は、農薬の使用現場で常に確認できるようにする。

④ 農薬のラベルの確認時に、使用記録簿についても確認する。

(2) 適用農作物

① 病害虫の発生により直ちに農薬を使用する必要がある場合であっても、必ず農薬のラベルにより適用農作物を確認する。

② 同一の有効成分を含有する農薬であっても、農薬の適用農作物は製剤ごとに異なるため、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。

③ 同じ科に属する農作物に適用があっても、農薬を使用する農作物に適用があるとは限らないため、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。

(3) 使用量又は希釈倍数

① 農薬の使用量又は希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。

(4) 使用時期

- ① 農薬の使用前に、農薬のラベルを確認し、使用時期と農作物の収穫・出荷予定日の関係を確認する。特に、使用時期の設定が長い農薬については、収穫・出荷までの日数に余裕を設ける。
- ② 農作物の収穫・出荷前に、農薬の使用記録により農薬の使用後日数が経過しているかどうか確認する。

(5) 使用回数

- ① 病害虫防除に際しては、単一の農薬に頼った防除にならないよう心がける。
- ② 農薬の使用記録簿において、製剤及び有効成分の使用回数を確認できるよう様式を改善するとともに、農薬の使用前に使用記録簿と農薬のラベルにより使用回数を確認する。特に、マンゼブやTPNを有効成分とする農薬については、違反事例が多いことを十分認識しておく。

農家の皆さんへ

農薬の不適正な使用は、農薬に対する慣れ、不注意が原因であることがほとんどです。農薬の使用に当たっては、日頃から農薬のラベルの確認と使用記録の記帳を心がけるようにしましょう。

間違った使用を起ししやすい原因を、下の表に取りまとめましたので、こうしたことにも十分注意して農薬を使用するようにしましょう。

事項	主な原因	対処方法
適用のない農作物への使用	適用があるとの思いこみ (剤型の異なる農薬) (類似した農作物に使用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なります。使用前に必ずラベルに使用したい農作物が記載されているか確認しましょう。 ・ 類似した農作物に使用できる農薬でも、使用したい農作物に使用できるとは限りません。使用前に必ずラベルに使用したい農作物が記載されているか確認しましょう。
使用量又は希釈倍数の誤り	効果に対する不安	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬は効果を確認した使用量又は希釈濃度が定められています。使用前に必ずラベルの使用量又は希釈濃度を確認しましょう。
使用時期の誤り	使用時期の確認もれ 経過日数の確認もれ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬には「収穫〇日前まで」といった使用時期が定められています。使用前に必ずラベルの使用時期を確認して、収穫予定日までの日数が確保されているか確認しましょう。特に、収穫までの日数が長い農薬は、余裕のある日数を確保するよう心がけましょう。 ・ 農作物を収穫するときには、農薬を使用した日からの日数が使用時期に定められた期間を経過しているか必ず確認しましょう。
使用回数の誤り	同一農薬の連続使用 同一有効成分を含む農薬の併用 (特に、マンゼブやTPNを有効成分とする農薬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬には使用できる総使用回数が定められています。使用前に必ず使用記録簿とラベルにより使用回数を確認するとともに、同じ農薬の連続使用は避けましょう。 ・ 農薬は、その含有する有効成分毎の使用できる総使用回数が定められています。使用記録には有効成分ごとの使用回数を記載するようにして、使用前に必ず使用記録簿とラベルにより使用回数を確認しましょう。

農薬使用チェックシート

- 農薬使用前にはラベルと使用記録簿の確認をしましょう！
 - 農薬を使用する農作物は、ラベルに記載されていますか
 - 農薬の使用量（希釈濃度）は、ラベルに記載されている範囲ですか
 - 農作物の収穫・出荷予定日までの日数は、ラベルに記載されている使用時期（収穫〇日前）以上の日数がありますか
 - 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数（本剤の使用回数及び〇〇を含む農薬の総使用回数）以内ですか

- 農薬使用後には使用記録簿に記録を付けましょう！
 - 農薬を使用したほ場が記載されていますか
 - 農薬を使用した農作物が記載されていますか
 - 農薬を使用した年月日が記載されていますか
 - 使用したすべての農薬について種類ごとに記載しましたか
 - 使用した農薬の量（希釈倍数）を記載しましたか
 - 使用した農薬の回数を記載しましたか
 - 使用した農薬に含まれる有効成分の総使用回数（〇〇を含む農薬の総使用回数）を記載しましたか

- 農作物の収穫・出荷前には使用記録簿を確認しましょう！
 - 使用した農薬は、収穫・出荷する農作物に使用できる農薬でしたか
 - 農薬の使用量（希釈濃度）は、ラベルに記載されている範囲でしたか
 - 農薬を使用した日から、農薬の使用時期（収穫〇日前）以上の日数が経過していますか
 - 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数（本剤の使用回数及び〇〇を含む農薬の総使用回数）以内でしたか

18消安第1212号
平成18年4月28日

殿

農林水産省 消費・安全局長
生産局長
経営局長

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について

農薬は、学校、保育所、病院、寺社、公園、住宅地周辺、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等において使用される場合や植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物（以下「非食用農作物等」という。）に対して使用される場合があり、これまで、こうした非食用農作物等の農薬使用については、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号消費・安全局長通知）を発出して、住民や子ども等に健康被害が起こらないよう指導してきたところですが、今般、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）が施行されることに伴い、これら非食用農作物等に農薬を使用するに当たっても、農薬の適正使用と飛散による周辺農作物への影響を出来るだけ少なくするよう、指導を一層徹底することが喫緊の課題となっています。

については、別紙のとおり「非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策」をとりまとめたので、本対策を踏まえ指導の周知徹底が図られるよう特段の協力をお願いします。

なお、都道府県知事には、農政局等を通じ、別添のとおり通知しているので、併せてお知らせします。

(別紙)

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令5号）においては、すべての農薬使用者の責務として、農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすることとされている。さらに住宅地等においては、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない旨規定されている。したがって、農家だけでなく防除業者等も含めたすべての農薬使用者は農薬使用基準を遵守し、飛散の低減に努める責務があるが、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）のもとではさらにその一層の徹底を図ることが必要である。このため、周辺の食用農作物への農薬の飛散を防止する観点から、学校、保育所、病院、寺社、公園、住宅地周辺に加え、植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等が食用農作物を栽培する農地に近接する場合における農薬使用に当たっては、当該土地、施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等は下記事項の遵守の徹底に努めることとする。

記

- (1) 農薬を使用する場所の周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、必要に応じ都道府県、市町村、JA等と相談して、周辺の食用農作物の栽培者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について連絡する。
- (2) 実際の農薬散布に当たっては当該病害虫・雑草の発生状況を踏まえ、必要最小限の農薬散布にとどめる。
- (3) 農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する。
- (4) 農薬散布に当たっては、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。
- (5) 都道府県、市町村、JA等と連絡を密にし、特に、周辺で栽培されている食用農作物の収穫時期が近い場合等には、状況に応じて使用農薬の種類を変更し、飛散が少ない形状の農薬を選択し、又は農薬の散布方法や散布に用いる散布器具を飛散の少ないものに変更する。
- (6) 以下の項目について記録し、一定期間保管する。
 - ア. 農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、気象条件（風の強さ）等
 - イ. 使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量又は希釈倍数
- (7) 農薬の飛散が生じた場合には、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、都道府県、市町村、JA等にも同様の連絡を行い、農業者を交えてその後の対応について相談する。

有機リン系農薬の群馬県による散布自粛要請に対する当会の見解

最近の新聞報道（5月23日あるいは29日付け）において、健康被害の懸念から群馬県が無人ヘリコプターによる有機リン系農薬の散布に対して自粛要請を決定したとの記事¹⁾が掲載されました。厚生労働省の健康局長が国会答弁で有機リン系農薬による慢性毒性のおそれを認めたことを自粛要請の根拠としています。しかしながら、そのような事実はなく、明らかに事実誤認です。今回の自粛要請は、安全性が確認されて登録が認められている有機リン系農薬に対して、科学的・毒性学的事実を考慮しない極めて遺憾な措置と言わざるを得ません。

今回の群馬県の自粛要請に対する当会の見解を以下にまとめました。

1. 厚生労働省健康局長の国会答弁について

新聞報道では、3月の参議院予算委員会において厚生労働省健康局長が、「有機リン剤が情動や精神活動などに対して慢性的な障害を引き起こすおそれを認めた」との記事内容となっています。しかしながら、当該予算委員会の議事録によれば、厚生労働省は慢性の障害を引き起こすおそれがあるとした研究報告の存在を認めたものであり²⁾、有機リン化合物による慢性障害のおそれを認めたものではありません。また、当該報告書に対する厚生労働省の見解は現在のところ公表されていません。なお、本件に関するテレビの取材に対して、厚生労働省は「有機リン系殺虫剤について適正に使用するかぎり安全性に問題のない」³⁾旨を口頭で回答しています。

2. 農林水産省消費・安全局長の国会答弁について

農林水産省の消費・安全局長は、「有機リン系農薬の特徴的な毒性である神経毒性については、平成12年に登録に必要な毒性試験項目として拡充を図り、新規あるいは3年ごとの再登録の際にその安全性の確認を実施している」⁴⁾旨を答弁しています。

3. 予算委員会で取り上げられた研究報告について

当該研究報告書⁵⁾は、各種の投稿された論文をまとめたもので、有機リン化合物による情動や精神活動に対する慢性毒性に関しては、あくまで一研究者としての意見であり、そのような実験結果を当該研究者が示した事実はありません。

4. 有機リン系農薬の安全性について

農薬の登録のためには、使用者、周辺住民、あるいは消費者の健康に対する悪影響を防止するために、その時々で科学的・毒性学的に考え得るあらゆる毒性試験成績（急性毒性、刺激性、アレルギー性、慢性毒性、発がん性、催奇形性、繁殖性、神経毒性、薬理など）が要求されています。

登録が認められている有機リン系農薬については、一般行動を含め神経系に対する影響が調べられています。さらに、繁殖性試験では、親・子・孫動物まで農薬を摂取させ、繁殖・生殖性、子動物の成長や、動物の授乳・哺乳行動など高度な情動や精神活動に係るような影響も調べられています。

以上のように、当会としては、有機リン系農薬を含め登録されている農薬について使用方法に従って適正に使用いただければ、農薬の使用者、周辺住民、あるいは消費者の皆様の健康に対して悪影響を及ぼすことはないことを確信しております。また、当会は、農薬に対する漠然とした不安が存在することも事実と認識しており、今回の情動や精神活動に係る問題についても積極的に取り組み、今後とも皆様に対して「安全・安心」を提供するために邁進して行く所存です。

以上

.....ジュー・エイ・ピー

食品安全のためのGAP

食の安全および消費者の信頼の確保をめざして



食品安全のためのGAP（食品安全GAP）とは？

食品安全GAPとは、「農作業ごとに、安全な農産物を生産するための管理のポイントを整理し、まとめたもの」のことです。

食品安全GAPをつくり、農作業の実施状況を記録していく取組が世界各地で進められています。

食品安全GAPの取組は、なぜ必要か？

農業の現場には、病原微生物や有害な物質など、農産物の安全性に悪い影響を及ぼすさまざまな要因（危害要因）があります。これらの要因は、気象や土壌などの条件によって大きく異なります。

このため、消費者が求める安全な農産物を生産するためには、産地ごとに食品安全GAPをつくり、これにもとづいた栽培管理を実施することが必要です。

食品安全GAPに取り組んでみましょう！

農業者をはじめとする関係者全員が食品安全GAPの考え方などを理解し、対象となる農産物の特徴やほ場の立地条件などの実態を把握します。できることから始め、少しずつレベルアップを図りましょう。産地の関係者による研修会などを継続的に実施することも重要です。

※ 以下の手順①～④を参考に食品安全GAPにトライしてみましょう！

① 対象とする農産物について、これから行う作業や使用する資材ごとに、農産物の安全性に悪い影響を及ぼすおそれのある要因を想定します。

◆ 農産物の安全性に悪い影響を及ぼす要因は何か？ たとえば

- ・ 未熟なたい肥中の病原微生物（O157など）
- ・ かん水、洗浄水中の病原微生物
- ・ ヒトの手指等の病原微生物
- ・ 土壌中や水に含まれるカドミウムなどの重金属
- ・ 基準値を超えるかび毒
- ・ 基準値を超える残留農薬
- ・ 虫の死がい、ネズミのふん など



② ①で想定した要因を、農業の現場において、できるかぎり小さくするための管理ポイントを整理し、一覧表にまとめます。

◆ 管理ポイントの一覧表（チェックリスト）のイメージ【施設土耕栽培：トマト】

ハウスの所在（ハウスNo. ）： ○○町 番地		月日	月日
作 付 前	土壌の重金属などの検査をしたか		/
	使用水は病原微生物などによる汚染がないか確認したか		/
	たい肥は完熟しているかどうか確認したか（製造温度記録等）		/
栽 培	ハウス内や周辺は整理整頓し、清潔に保たれているか		
	かん水は果実に直接かからないようにしたか 農薬は使用基準に従い使用し、作業記録簿に記入したか		
収 穫	コンテナやハサミは、使用前及び使用後に洗浄したか		
	収穫物は丁寧に取扱い、異物が混入していないか確認したか 予冷库は定期的に清掃し、温度管理記録簿に記入したか		

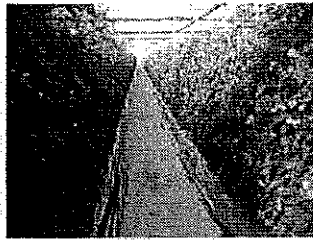
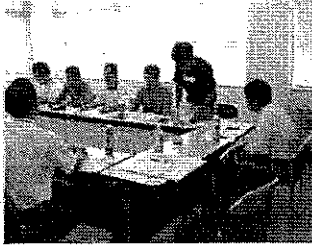
③ ②の管理ポイントの一覧表にそって作業が実施できたかどうか、その日付などを記録します。

④ 作付け前から収穫（または出荷）までの作業が完了した時点で、③の記録をもとに改善すべき点などの見直しを行い、次の作付けに備えます。

食品安全GAPに取り組んでいる産地の紹介

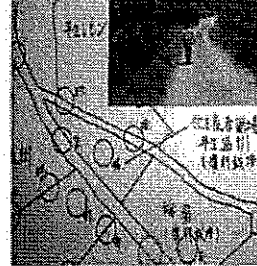
S県H農協K研究会（野菜の施設土耕栽培:トマト）

- ・平成14年、野菜産地として安全な農産物を生産していくため、県が作成した「自主管理マニュアル」の実証産地として、食品安全GAPの取組を開始。
- ・水質や土壌中の重金属の検査、従業員の衛生管理などを中心に取組の内容をチェックリストにまとめ、構成員がお互いに実施状況を確認。
- ・選果場におけるパート職員の教育も徹底し、良食味だけでなく品質面からも安全なトマトとして自信をもって出荷。こうした取組が取引先などで評価され、産地としての信頼向上を実感。



K県M生産組合T会（果樹：かんきつ類）

- ・平成14年、取引先の大手量販店からの提案をきっかけとして、食品安全GAPの取組を開始。
- ・参加農家の栽培管理の現状を分析し、園地看板の統一、用水の確認、園地ごとの農薬飛散リスクの確認などを組織内でルール化。チェックリストをつくり、実施状況を確認。
- ・さらに、品質改善プログラムの作成、食品安全GAPで記録したデータの活用による資材の無駄の低減などに取組。こうした取組が他の取引先からも注目され、期待されていることを実感。



食品安全GAPに取り組むことによるメリット

次のようなメリットも期待できます。

- ☆ 的確な安全管理 ⇒ 農産物の安全性確保と産地の信頼の向上
- ☆ 適正な栽培管理 ⇒ 農産物の品質向上
- ☆ 農作業方法の見直し ⇒ 農作業の効率化や農業経営の改善
- ☆ 農薬使用などの記録 ⇒ トレーサビリティ・システムや生産情報公表JAS規格にも対応 など

食品安全GAPの導入には、産地全体で取り組みましょう。

農業環境規範やJA生産履歴記帳運動などと一体的に推進することで、これらのメリットはさらに大きくなります。

応援します！産地における食品安全GAPの取組

農林水産省では、「食の安全・安心確保交付金」などにより、食品安全GAPの取組を普及・推進していくための協議会の設置や研修会の開催、産地実証など、食品安全GAPをつくり、農作業の実施状況を記録していく自主的な取組を支援しています。

また、食品安全GAPの取組を普及・推進していくための手引きとして「『食品安全のためのGAP』策定・普及マニュアル（初版）」を作成し、農林水産省のホームページ上に掲示しています。

ぜひ一度ご覧ください。

【 http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20050428press_14.html 】

お問い合わせは、農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 生産安全班
電話：03-3502-8111（内線3108、3109）

または、お近くの 地方農政局 消費・安全部 安全管理課、
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課、
農政事務所 消費・安全部 安全管理課 にご相談ください。

グリーン農薬総覧

追補2006年版 刊行案内
2005年 総合版刊行案内

芝草、公園街路樹等の病虫害・雑草防除に使用する農薬について詳細に解説した『グリーン農薬総覧』は、国、都道府県等官庁を始め、ゴルフ場、造園業、防除業、農薬製造業・販売業等に携わる方々の必携の書として、高い評価を得、広くご利用いただいております。

昨年、装いを新たに芝・樹木等の分野に2004年度末現在で、農薬登録のある全ての農薬を網羅した『2005年総合版』を刊行致しました。

今回これに①2005年4月～2006年3月において、登録及び適用拡大のあったものを追加変更、②ポジティブリスト制度への対応のため、登録農薬全てに適用作物一覧を追加して、ご案内のグリーン農薬総覧【追補2006年版】を刊行いたしました。

座右の書として、是非【2005年総合版】ともどもご利用下さい。



■申込方法 次の注文書に必要事項をご記入のうえ、FAX又はホームページのいずれかで当協会にお申込み下さい。

申し込みは FAX 03-3231-3545
ホームページ <http://www.midori-kyokai.com>

■支払方法 グリーン農薬総覧【追補2006年版】・グリーン農薬総覧【2005年総合版】送付時に、請求書及び郵便局の振込用紙を同封いたします（銀行振込も可）。

グリーン農薬総覧 注文書

ご注文冊数 <input type="checkbox"/> グリーン農薬総覧【追補2006年版】 1,000円/1冊（税・送料込）（ ）冊 <input type="checkbox"/> グリーン農薬総覧【2005年総合版】 3,000円/1冊（税・送料込）（ ）冊	
ご送付先住所（〒 - ）	※下欄は請求書の宛先が、ご送付先と異なる場合にのみご記入下さい。 ご住所（〒 - ）
貴社名・団体名	貴社名・団体名 ご担当部門名
ご担当部門名	ご担当者名
ご担当者名	ご連絡先TEL（ ）-（ ）-（ ）
ご連絡先TEL（ ）-（ ）-（ ）	※下記書類の宛先名にご希望があればご記入下さい。 請求書宛先名
ご連絡先FAX（ ）-（ ）-（ ）	見積書宛先名
	納品書宛先名

■ご購入頂いた方の個人に関わる情報は厳重に管理し、本誌の発送及び本総覧の追補版又は新規版が刊行された時のご案内以外には利用致しません。